第２３期 第８回
佐賀県有明海区漁業調整委員会

日　時：令和８年４月２０日（月）
１４：００～
場　所：佐賀県水産会館「中会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次　　第 ～

１　開　　会

２　議　　題

（１）アゲマキの試験養殖について（鹿島市支所）（協議）・・・・・・・・・・Ｐ１～14
（２）カキに係る試験養殖について（協議）・・・・・・・・・・・・・・・・・P15～29
（３）有明海区における漁場計画（案）について（協議）・・・・・・・・・・P30～36
（４）委員会指示の適用除外について（協議）
　　１　佐賀市上下水道局　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P37～52
　　２　佐賀市（環境政策課）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P53～58
　　３　鹿島市（環境下水道課）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P59～73
　　４　鹿島市（ラムサール条約推進室）・・・・・・・・・・・・・・・・・P74～76
（５）令和８年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業の
　　許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P77～82
（６）あんこう網漁業の追加申請に係る申請期間について（諮問）・・・・・・P83～85
（７）令和８年度水産振興事業計画の概要について（報告）・・・・・・・・・P86～87
（８）その他

３　閉　　会

水産第　１６６号
令和８年４月１０日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

アゲマキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第３５５号
令和８年３月31日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地の4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1.目　的

アゲマキの試験養殖

2.水産物の名称

アゲマキ

3.漁場の位置及び区域並びに面積

1 浜川河口	100m²
2 宮道乾燥小屋前	140m²
3 音成船台の川筋	140m²
4 七浦公民館前	140m²

4.試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5.養殖の方法及び規模

1. 被覆網を用いた干潟養殖
2. カゴを用いた干潟養殖

添付書類

(1) 理由書
(2) 養殖試験計画書
(3) 漁場位置及び区域図
(4) 同意書
(5) 委託契約書の写し

理　由　書

アゲマキはかつて、佐賀県海域において1988年の漁獲量をピークにそこから天然資源が減少し、ここ数年天然個体が発見されておりません。このような現状の中、佐賀県有明水産振興センターでは、アゲマキ種苗をカゴを用いて強固に保護し、短期的に養成・出荷する養殖技術が確立しつつある。この技術を用いて現場でもアゲマキを養殖し、出荷まで生育するか検証する必要がある。

また養殖が普及されれば、アゲマキは秋季に産卵するため、養殖期間中に産卵の時期も経験させ、母貝となり天然への浮遊幼生、稚貝の増加にも貢献される。また、国産は現在市場に出回っていないため商品価値も高く養殖対象種として非常に有望と考えております。

アゲマキ養殖方法の検証により安定生産ができれば、アゲマキ販売による漁家収入の向上、安定化、ひいては天然個体の増加にもつながると考えておりますので、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

2026/3/19

佐賀県鹿島市浜町1707番地
佐賀県有明海漁協　鹿島市支所
支所運営委員長　　中島　龍　[redacted]

■ 令和8年度 アゲマキの試験養殖計画

1.養殖試験方法

1.被覆網を用いた干潟養殖

2.カゴを用いた干潟養殖

2.スケジュール

令和8年5月～ (通年)	養殖の開始 ・養殖カゴや被覆網の設置 ・アゲマキ種苗の導入 養殖管理 ・アゲマキの成長、生残状況確認 ・泥の状態、他生物の確認 ・有害生物の除去等 ・補修等 ※斃死リスクが高い7～11月は概ね1か月に1回調査、斃死リスクが低い12～翌3月は2～3カ月に1回調査。 別紙日誌に記録。
令和9年3月	令和8年度の養殖管理終了

3.漁場位置及び区域

1. 養殖場所:浜川河口
 養殖面積:100㎡
2. 養殖場所:宮道の乾燥小屋
 養殖面積:140㎡
3. 養殖場所:音成船台の川筋
 養殖面積:140㎡
4. 養殖場所:七浦公民館前
 養殖面積:140㎡

■ 令和8年度 アゲマキの試験養殖計画

・被覆網を用いた干潟養殖

4.試験養殖従事予定者氏名

氏 名	所 属
[redacted]	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所

氏 名	所 属
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所

5.収支計画

1）支出の部

費目	金額
アゲマキ種苗代	55,000円
被覆網	既所持物
支柱竹	既所持物

2）収入の部

費目	金額
	0円

※試験養殖終了時点で、出荷サイズに達していないため収入の部は０円

6.種苗の供給元および供給量(予定)

・地元に放流した人工種苗(20㎜)

※令和7年11月に2㎜(5.5円・税込)で有明水産振興エンター試験区画に放流した
1万個体の種苗(想定生残率40%)

7.そ の 他

緊急時の措置

・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

■ 令和8年度 アゲマキの試験養殖計画

・カゴを用いた干潟養殖

4.試験養殖従事予定者氏名

氏 名	所 属
[redacted]	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所

氏 名	所 属
[redacted]	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所

5.収支計画

1）支出の部

費目	金額
アゲマキ種苗代	385,000円
カゴ	既所持物

2）収入の部

費目	金額
	0円

※試験養殖終了時点で、出荷サイズに達していないため収入の部は０円

6.種苗の供給元および供給量（予定）

・地元に放流した人工種苗（20㎜）

※令和7年11月に2㎜（5.5円・税込）で有明水産振興エンター試験区画に放流した
1万個体の種苗（想定生残率40％）

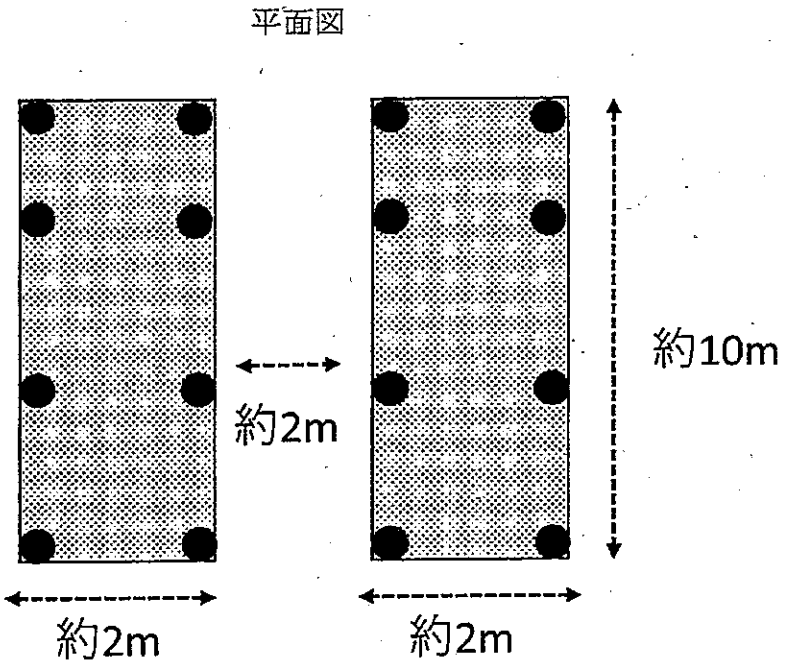
7.そ の 他

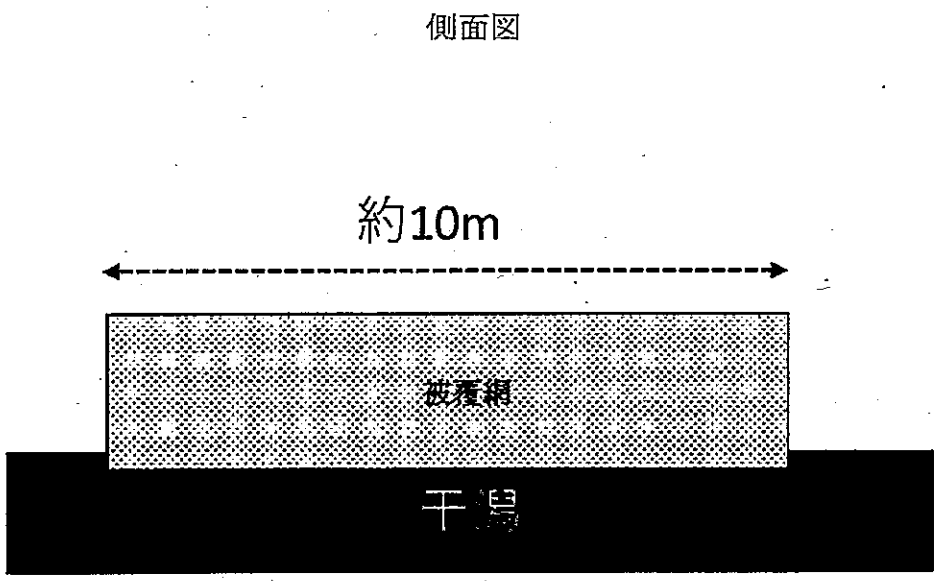
緊急時の措置

・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

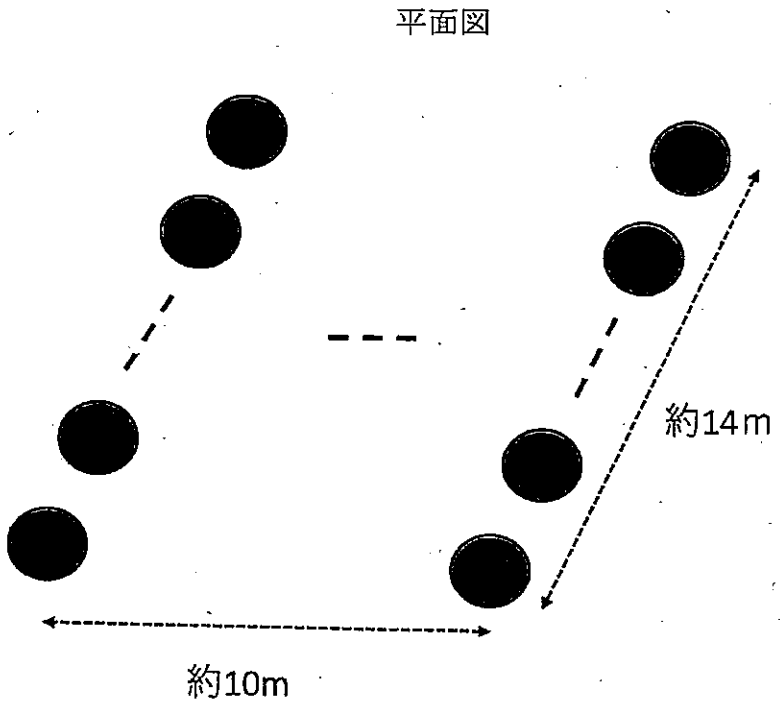
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

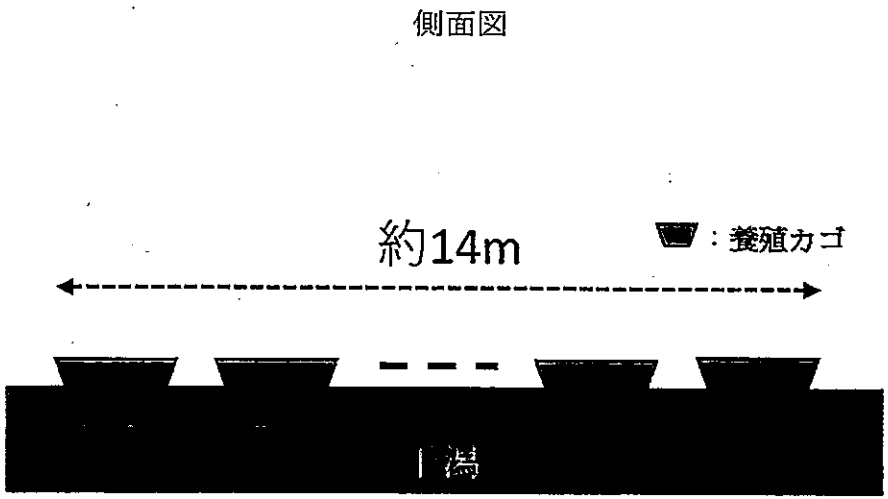
1. 被覆網を用いた干潟養殖の養殖施設詳細図





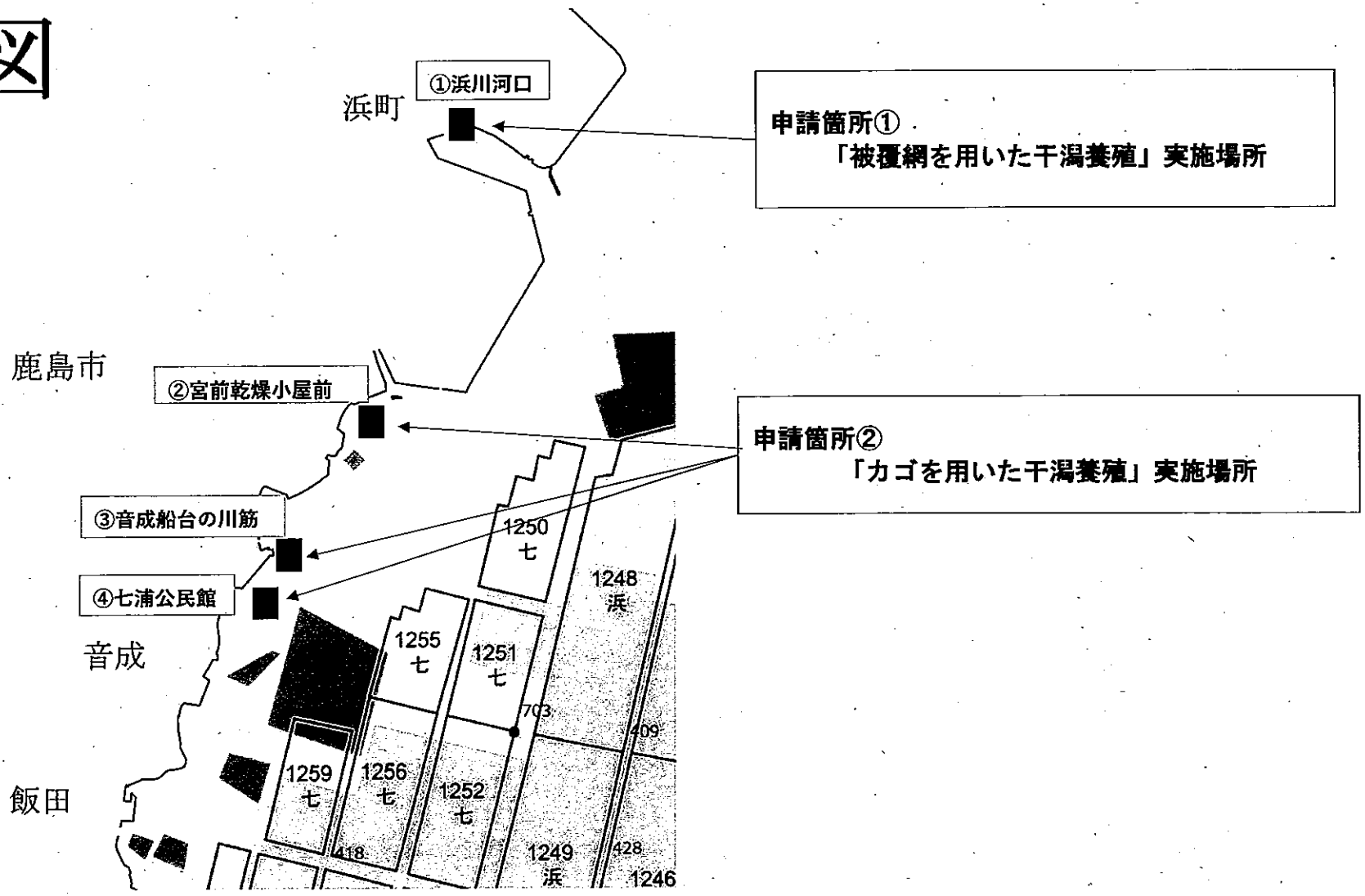
2. カゴを用いた干潟養殖の養殖施設詳細図





試験養殖漁場位置図

当図



同　意　書

令和8年3月19日付佐有漁協　第22号によりアゲマキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和8年 3月19日

住 所　杵島郡白石町大字新明2813番地

氏 名　佐賀県有明海漁業協同組合　新有明
支所運営委員長　久野健児 [redacted]

同　意　書

令和8年3月19日付佐有漁協　第22号によりアゲマキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和8年 3月 19日

住　所　杵島郡白石町大字新明2813番地

氏　名　佐賀県有明海漁業協同組合　白石支

支所運営委員長　川崎保弘 [redacted]

同　意　書

令和8年3月19日付佐有漁協　第22号によりアゲマキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和8年3月19日

住　所　杵島郡白石町大字新明2813番地

氏　名　佐賀県有明海漁業協同組合　たら支[redacted]

支所運営委員長　恵崎俊幸

令和８年度アゲマキ試験養殖業務委託契約書

令和８年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、アゲマキ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

２　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和９年３月31日までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

２　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 8 年 3 月31 日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則久 [redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 821
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保 [redacted]

水産第　１６７号
令和８年４月１０日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第３５４号
令和８年３月31日

佐賀県知事　山口 祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地４
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1，目　的
　カキの干潟バスケット養殖試験
2，水産物の名称
　カキ
3，漁場の位置及び区域並びに面積
　有区第1267号内の干潟区域（別紙１を参照）

4，試験養殖期間
　試験養殖承認より１年間
5，養殖の方法及び規模
　養殖カゴを用いた干潟養殖

添付書類
(1)理由書
(2)養殖試験計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書
(5)委託契約書の写し

理　由　書

たら支所、新有明支所、及び鹿島市支所では、冬期の基幹漁業として「ノリ養殖」を営んでいますが、当支所の漁場では毎年のように植物プランクトン赤潮が発生し、それに伴う栄養塩低下により深刻な色落ち被害が発生しています。そのため、漁家の経営は大変苦しい厳しい状況です。

このような厳しい状況を改善するために、二枚貝資源の回復に取り組んできました。二枚貝は赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待されるとともに、二枚貝を販売することでノリ養殖の補填収入にもなります。特にカキは、二枚貝のなかでもプランクトン沪過能力が高いうえ、商品価値も高く養殖対象種として非常に有望と考えています。

また、令和7年10月に、たら支所、新有明支所、及び鹿島市支所の一部漁業者らが、二枚貝垂下養殖生産に関する技術の向上と資源管理、経営の安定、流通の円滑化による漁業所得の安定を目的として、「杵藤地区二枚貝垂下養殖部会」を結成しました。

現在、その部会の取組の一つとして、干潟バスケット養殖の試験養殖について検討しています。

近年カキ養殖については、干潟を利用した新技術が海外から導入され、他県でも成功事例が報告されています。また、品種改良された三倍体カキ（通常（二倍体）のカキと異なり、染色体を3組に増やすことで産卵せず、夏でも出荷が可能）を、干潟漁場でバスケット養殖することで、さらなる高付加価値化が期待できます。

また、たら支所のノリ区画の空き漁場には、広大な干潟が発達しており、この干潟をカキ養殖場として活用することは、赤潮抑制効果が期待されるとともに、カキ販売による漁家収入の向上にもつながると考えております。そのため、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

令和　8年　3月19日

佐賀県有明海漁業協同組合

たら支所　　支所運営委員長　恵﨑 [redacted]

新有明支所　　支所運営委員長　久野 [redacted]

鹿島市支所　　支所運営委員長　中島 [redacted]

■ 令和8年度　カキの干潟バスケット養殖計画

1. 方法

養殖カゴを用いた干潟養殖(漁場1、2)

・干潟域における支柱及びロープを設置したシングルシードカキ養殖

・ただし、漁場2においてはフロートを設置する。

稚貝導入は2回予定しており、出荷サイズを満たしたものから順次出荷する。
また、成長や生残、作業性等を検証する。

2. スケジュール

	漁場１	漁場２
令和8年 5月～	養殖試験開始 養殖施設の設置 稚貝導入 (①)	 養殖施設の準備及び設置
7月～	養殖管理 ・カキの適正密度管理 ・カキの成長確認 ・へい死個体の除去 施設の維持管理 ・付着生物の除去及び補修	施設の維持管理
11月～	稚貝導入 (②) 養殖管理 施設の維持管理	漁場１から①を移動 養殖管理 施設の維持管理 出荷①
令和9年 2月～	出荷②	
4月	養殖終了 施設の撤去	養殖終了 施設の撤去

3. 漁場位置及び区域

有区第1267号内、計3,000㎡

１．有区第1267号の西角　　2,025 ㎡(15m×135m)

２．有区第1267号の北西角　　975 ㎡(15m×65m)

■ 令和8年度 カキの干潟バスケット養殖計画

4.試験養殖従事予定者氏名

氏名	所属
[redacted]	有明海漁協たら支所
	有明海漁協たら支所
	有明海漁協たら支所
	有明海漁協たら支所
	有明海漁協新有明支所
	有明海漁協新有明支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所

氏名	所属
[redacted]	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	有明海漁協鹿島市支所
	(有明海漁協たら支所)
	(有明海漁協新有明支所)
	(有明海漁協鹿島市支所)

5.収支計画

1) 支出の部

費目		金額
支柱（コンポーズ）	340本	既所持物
養殖施設用資材※（12mmカゴ100個分/ロット）	2ロット	900,000円
養殖施設用資材※（20mmカゴ100個分/ロット）	2ロット	900,000円
フロート	255個	255,000円
細菌等分析費		100,000円
カキ種苗代（5円/2mm）	34,000個	170,000円

※養殖カゴ、カゴ付属品、専用ロープ等のセット

2) 収入の部

費目	金額
マガキ販売	3,400,000円

・販売単価 200円/個
・生残率50%程度を想定

6.種苗の供給元および供給量(予定)

・民間種苗会社のカキ:34,000個程度

7.出荷先予定

直売所、個人売り、市場出荷等

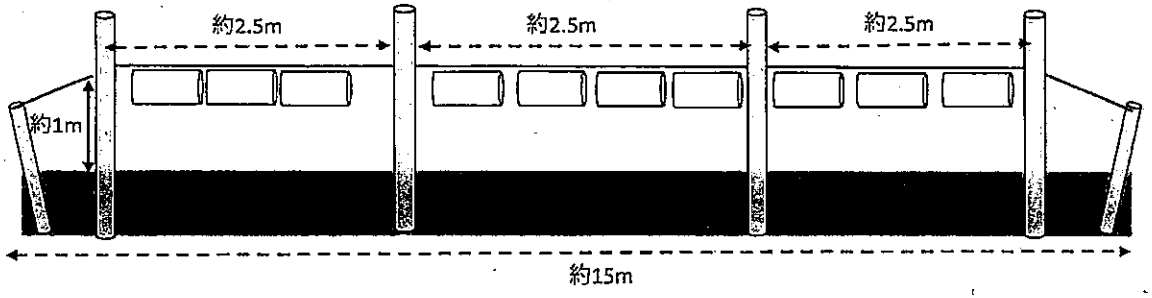
8.そ の 他

緊急時の措置

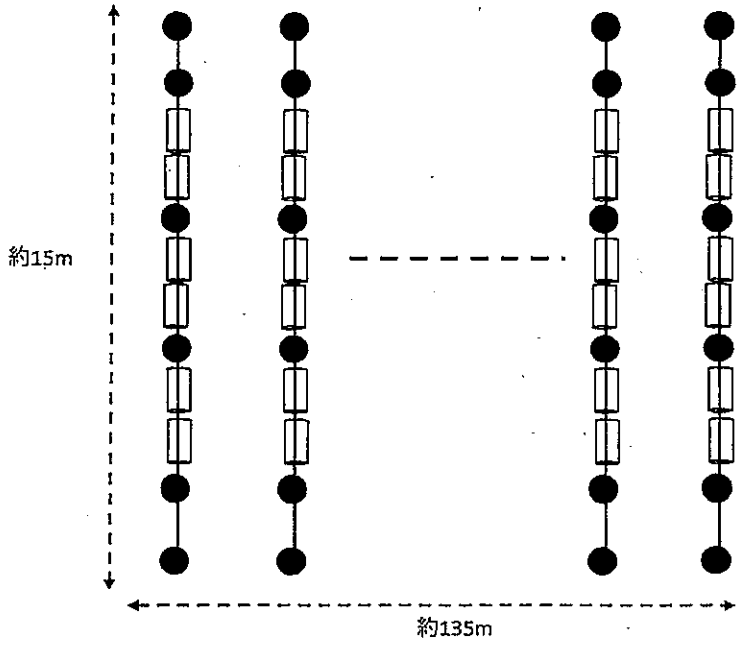
・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

養殖カゴを用いた干潟養殖の養殖施設詳細図（漁場１）



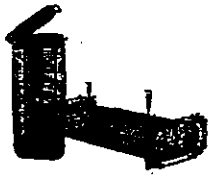
側面図



平面図

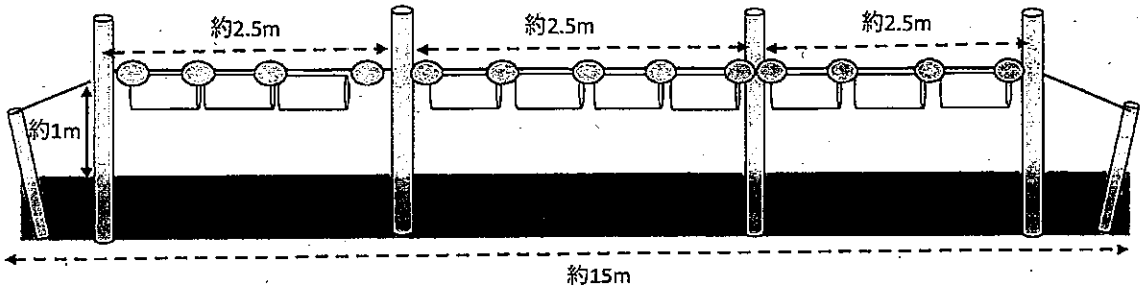
：養殖カゴ

：ノリ養殖コンポーズ

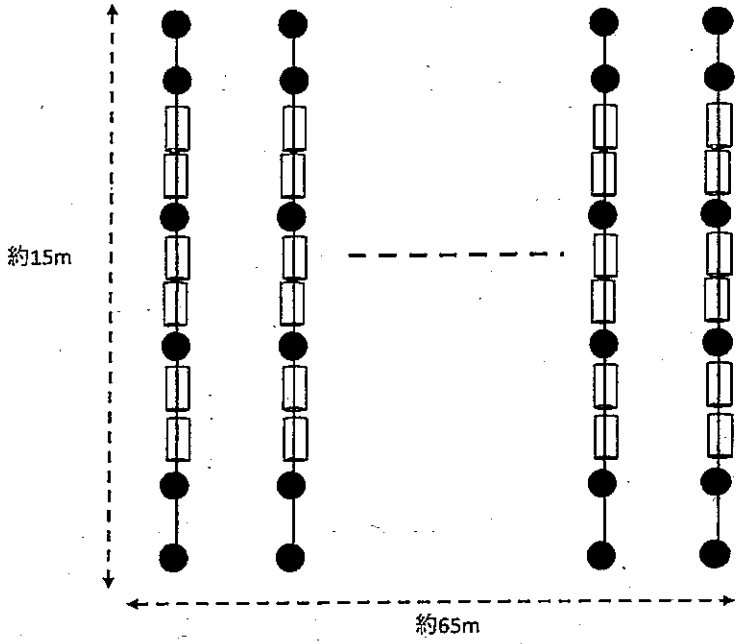


参考資料 養殖カゴ

養殖カゴを用いた干潟養殖の養殖施設詳細図（漁場２）



側面図

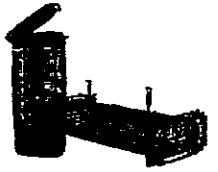


平面図

：フロート

：養殖カゴ

：ノリ養殖コンポーズ



参考資料 養殖カゴ

試験養殖漁場位置図

有区第1267号内の干潟区域
1. 有区第1267号の西角　　2,025 ㎡(15m×135m)
2. 有区第1267号の北西角　　975 ㎡(15m×65m)

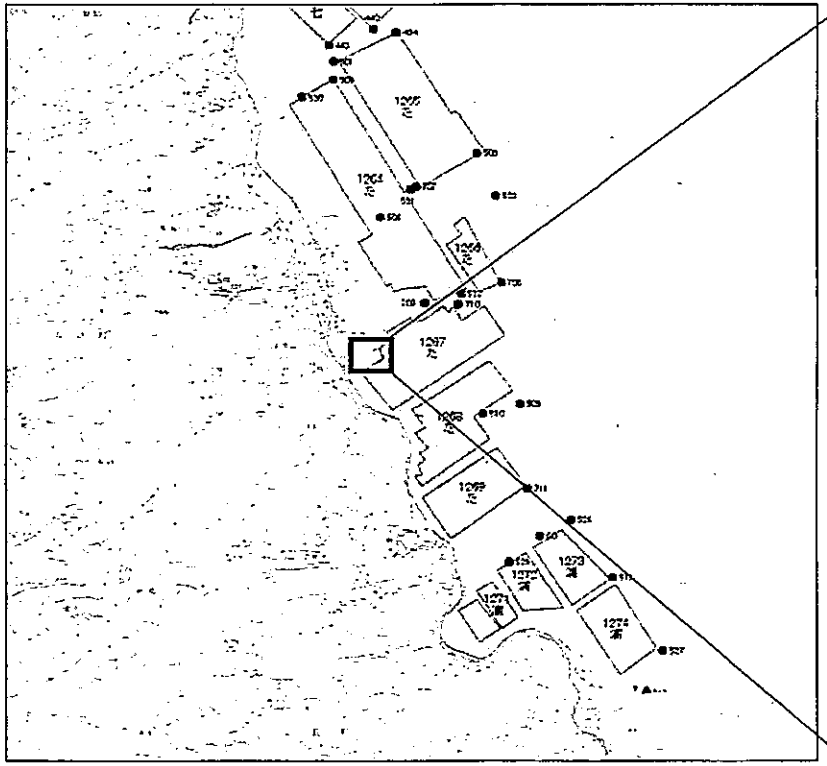


図　佐賀県藤津郡太良町大字糸岐(糸岐川河口)

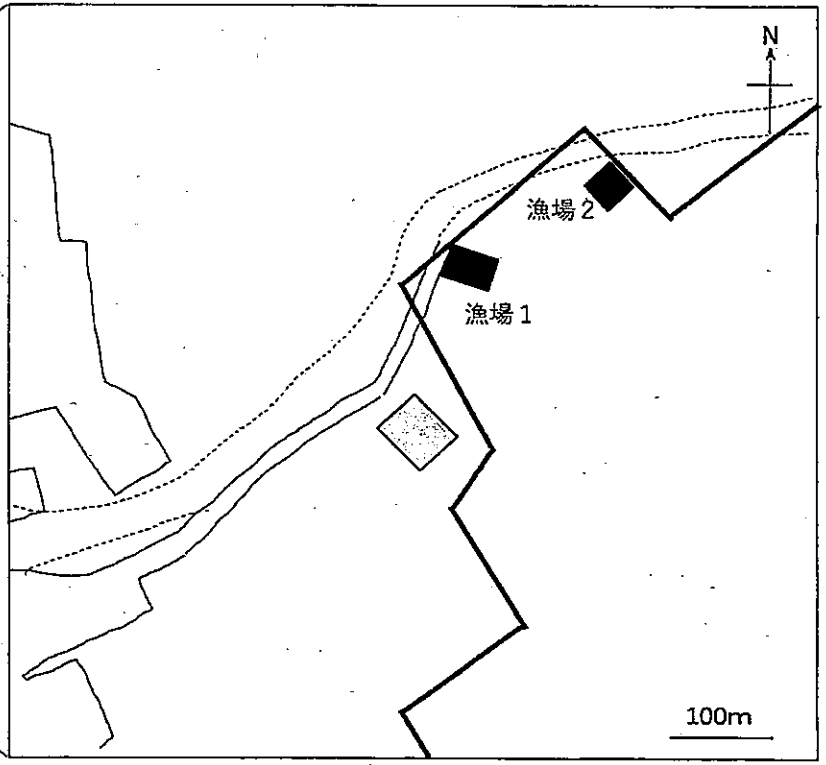


図　申請箇所拡大図

同　意　書

令和8年3月19日付佐有漁協　第21号によるカキの干潟バスケット養殖計画については、異議なく同意いたします。

令和8年 3月 19日

住 所　杵島郡白石町大字新明2813番地

氏 名　佐賀県有明海漁業協同組合　新有明
支所運営委員長　久野　健児郎

同　意　書

令和8年3月19日付佐有漁協　第21号によるカキの干潟バスケット養殖計画については、異議なく同意いたします。

令和8年 3月19日

住 所　杵島郡白石町大字新明2813番地

氏 名　佐賀県有明海漁業協同組合　白石支
支所運営委員長　川崎　保弘

同　意　書

令和8年3月19日付佐有漁協　第21号によるカキの干潟バスケット養殖計画については、異議なく同意いたします。

令和8年 3 月19日

住 所　鹿島市浜町1707番地

氏 名　佐賀県有明海漁業協同組合 鹿島市支所
支所運営委員長　中島 龍 [redacted]

同　意　書

令和8年3月19日付佐有漁協　第21号によるカキの干潟バスケット養殖計画については、異議なく同意いたします。

令和8年3月19日

住　所　藤津郡太良町大字糸岐1558番地11

氏　名　佐賀県有明海漁業協同組合　た[redacted]
支所運営委員長　　恵﨑　俊幸

同　意　書

令和8年3月19日付佐有漁協　第21号によるカキの干潟バスケット養殖計画については、異議なく同意いたします。

令和8年3月19日

住　所　藤津郡太良町大字大浦丙530番地3

氏　名　佐賀県有明海漁業協同組合　大浦支所
支所運営委員長　貞包　保則

令和８年度カキの干潟バスケット試験養殖業務委託契約書

令和８年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、カキの干潟バスケット試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和９年４月30日までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られたデータは甲に帰属し、成果物は乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和８年３月31日

甲　佐賀県小城市芦刈町永田2753-2
佐賀県有明水産[redacted]
所長　中島　則久[redacted]

乙　佐賀市西与賀町厘外[redacted]
佐賀県有明海漁業協[redacted]
代表理事組合長　西久[redacted]

水産第250号
令和８年４月15日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

佐賀県有明海区における区画漁業の漁場計画の変更について（協議）

令和６年９月１日付で免許した区画漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法第64条第４項の規定により貴会の意見をお聴かせください。

担　当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、寺田
電　話：０９５２－２５－７１４５
ＦＡＸ：０９５２－２５－７２７４

漁場計画（案）

（令和８年４月）

佐 賀 県 有 明 海 区

区　画　漁　業　権

3　区画漁業

(1)　公 示 番 号　　別表のとおり

(2)　免許の内容たるべき事項

ア　漁業の種類　　第一種区画漁業

イ　漁業の名称　　別表のとおり

ウ　漁業の時期　　９月１日から翌年４月３０日まで

エ　漁場の位置　　別表のとおり

オ　漁場の区域　　別表のとおり

カ　個別漁業権又は団体漁業権の別　別表のとおり

(3)　制限又は条件　別表のとおり

(4)　免許予定日　　令和８年10月１日

(5)　申 請 期 間　　令和８年７月１日から令和８年８月７日まで

(6)　関 係 地 区　　別表のとおり

備考

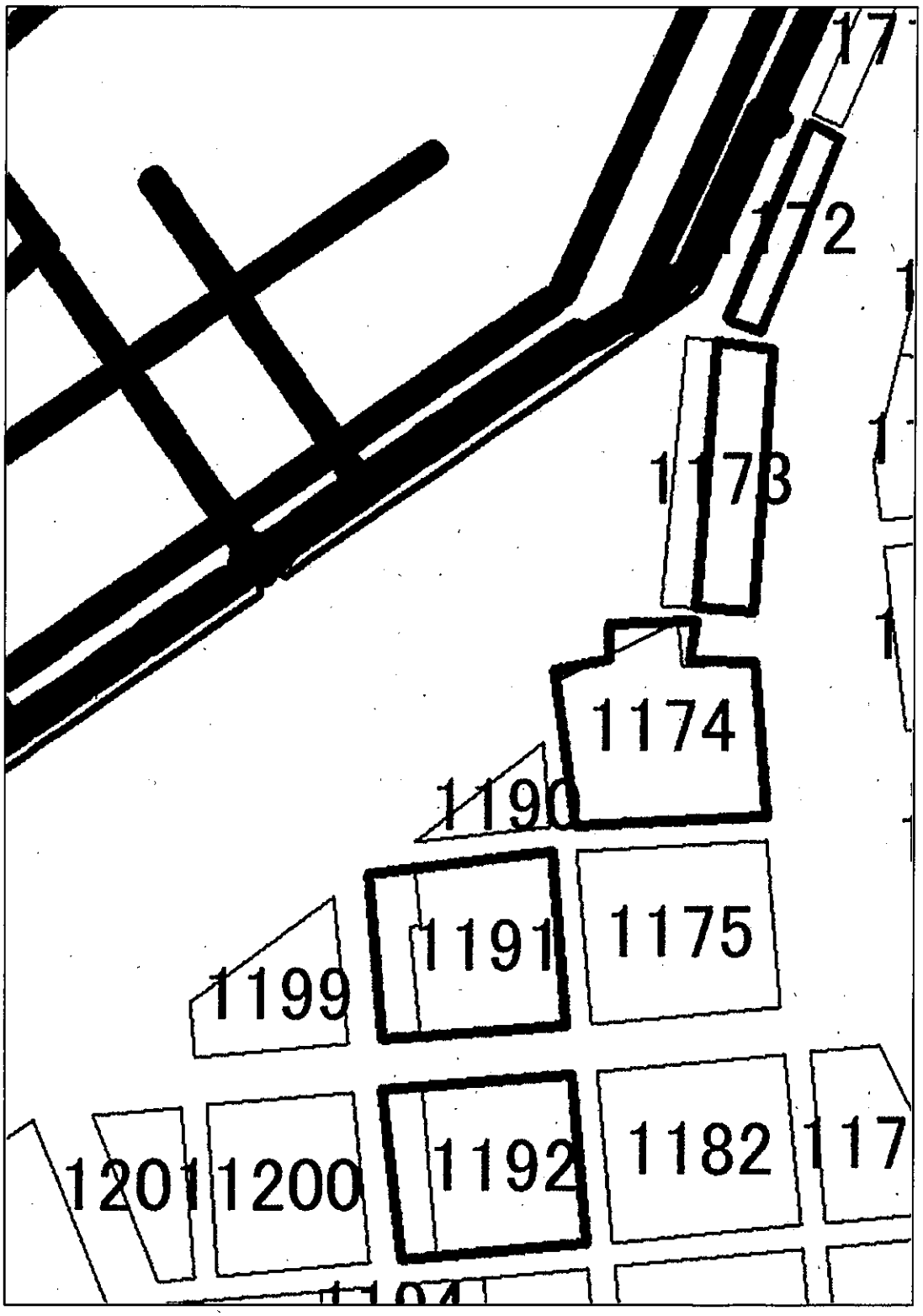
存 続 期 間　　令和８年10月１日から令和１０年８月３１日まで

漁　場　計　画　図

別表第１

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1172号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度10分13秒 東経　130度13分36秒 点イ　北緯　33度10分12秒 東経　130度13分40秒 点ウ　北緯　33度09分50秒 東経　130度13分30秒 点エ　北緯　33度09分51秒 東経　130度13分26秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	
有区第1173号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分49秒 東経　130度13分24秒 点イ　北緯　33度09分48秒 東経　130度13分31秒 点ウ　北緯　33度09分18秒 東経　130度13分29秒 点エ　北緯　33度09分19秒 東経　130度13分22秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	
有区第1174号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分18秒 東経　130度13分22秒 点イ　北緯　33度09分14秒 東経　130度13分21秒 点ウ　北緯　33度09分13秒 東経　130度13分29秒 点エ　北緯　33度08分56秒 東経　130度13分31秒 点オ　北緯　33度08分55秒 東経　130度13分05秒 点カ　北緯　33度09分12秒 東経　130度13分02秒 点キ　北緯　33度09分14秒 東経　130度13分10秒 点ク　北緯　33度09分17秒 東経　130度13分10秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	
有区第1191号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分52秒 東経　130度13分02秒 点イ　北緯　33度08分32秒 東経　130度13分05秒 点ウ　北緯　33度08分31秒 東経　130度12分40秒 点エ　北緯　33度08分49秒 東経　130度12分38秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	
有区第1192号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分27秒 東経　130度13分05秒 点イ　北緯　33度08分08秒 東経　130度13分07秒 点ウ　北緯　33度08分06秒 東経　130度12分43秒 点エ　北緯　33度08分25秒 東経　130度12分40秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	

区画漁業権図



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６２号、第７０号、第７１号、第７２号の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長　様

住所　佐賀市若宮三丁目６番６０号
氏名　佐賀市上下水道局
佐賀市上下水道事業管理者　姉川　久

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。
なお、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いします。

記

1　適用除外を申請する委員会指示
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６２号、第７０号、第７１号、第７２号

2　適用除外の目的・理由
「公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第７条第２項」に基づく水質・底質調査のため

3　適用除外の期間
令和８年５月１８日から令和９年３月３１日まで

4　調査を実施する者の住所及び氏名
佐賀市光１丁目１番２号　（一財）佐賀県環境科学検査協会　代表者名：
従事者名：[redacted]

5　調査に使用する船舶
（船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名）　別紙１参照

6　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量　底生生物　約1300g

7　調査方法
別紙２に示す測定点（No.1～No.7）において、６月及び１１月の大潮、小潮時に採水・採泥を行い、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質量、マクロベントス等を測定する。

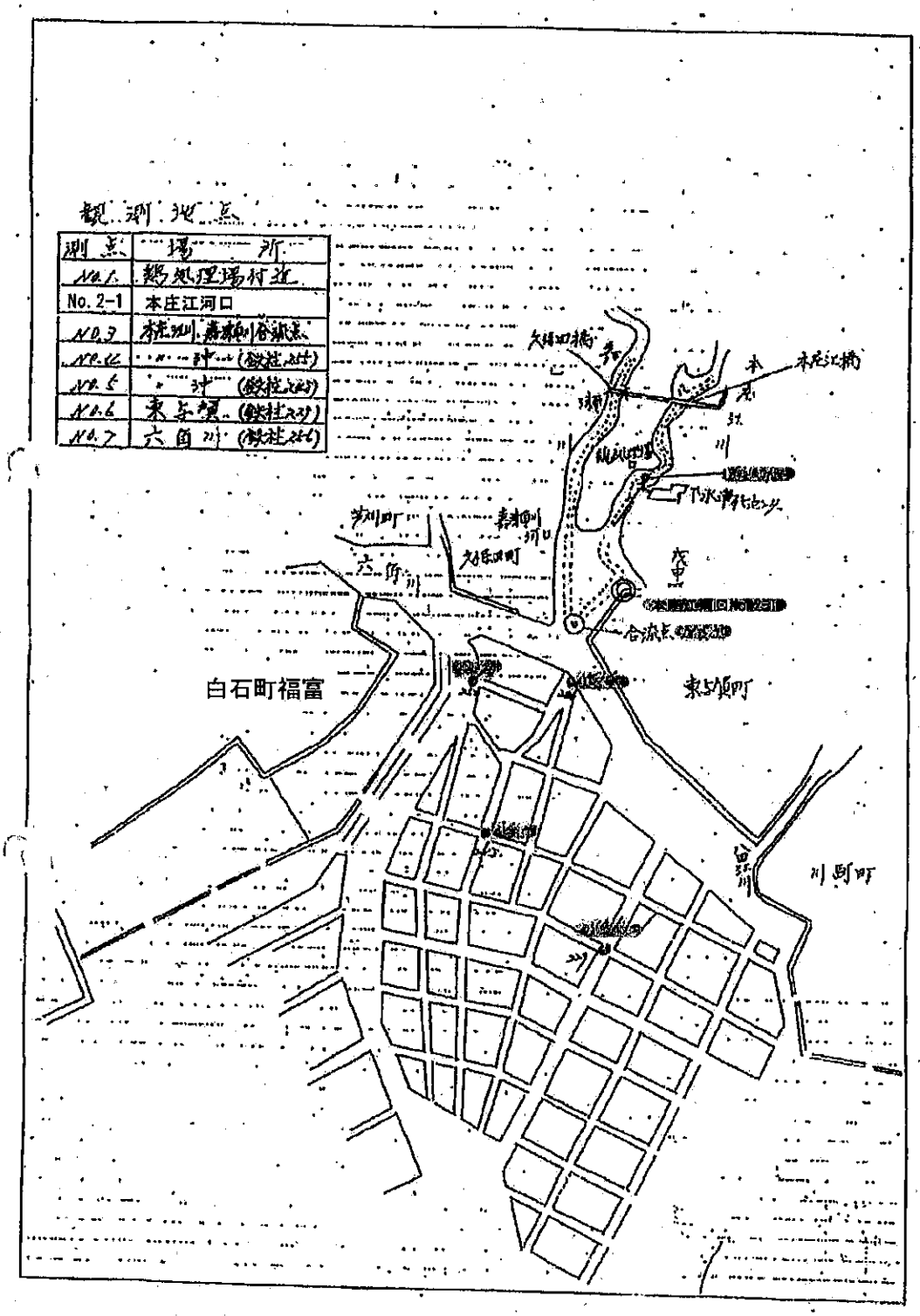
8　調査区域
別紙２のとおり

別紙１

使用船舶一覧表

(1) _名称	(2) _漁船登録番号	(3)_総トン数 船舶の長さ	(4) _推進機関の種類 馬力数	(5)_船舶所有者
[redacted]				

別紙２


観測地点
測点 場所
No.1 総処理場付近
No.2-1 本庄江河口
No.3
No.4 〃
No.5 〃
No.6
No.7
白石町福富
東与賀町
川副町

協　　定　　書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と佐賀市（以下「乙」という。）との間において，乙が佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場（以下「処理場」という。）からの排水に関し，公害の防止，水産（特に海苔養殖）資源等を保護するため，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，処理場からの排水に関し，処理場周辺の河川，海域における良好な漁業環境を保全し，水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに，漁業被害の発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第２条　乙は，処理場からの排水の水質基準については，甲及びその傘下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに可能な限り法令及び本協定に定めた数値を更に低減させて，甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう，万全の措置を講じなければならない。

（処理方法，規模等）

第３条　処理場施設の処理方法及び規模は，次のとおりとする。

(1)　処理方法　　標準活性汚泥法，汚泥＝嫌気性消化

(2)　規　　模　　処理人口　１５０,０００人　最大能力１日２１１.８２４トン

(3)　排水量　　１日　１０６,５００トン

(4)　放流口　　別紙図面のとおり

2　乙は，汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善，技
導入を行い，漁場環境の保全等のため，良好な水質の保全に
なければならない。

（廃棄物の処理）

第4条　乙は，処理場の操業により発生する廃棄物等を河川，
に流出するおそれのある場所に投棄又は埋立してはならない。

（処理場からの排水量の変更）

第5条　乙は，処理場に関する排水量の変更を行う場合，甲と
に協議し，甲の同意を得なければならない。

（排水の水質）

第6条　乙は，放流口における排水の水質を別途甲乙協議の上定め
る基準値以下に保たなければならない。

（平常時における水質及び水量の測定，通知）

第7条　乙は，放流口における排水の水質及び水量並びに処理場周
辺の河川，海域における水質等の調査，測定を乙の負担において
行うものとし，その結果を速やかに文書にて，甲に通知しなければ
ならない。

2　乙の行う調査，測定の時期，場所，内容等は，別途甲乙協議の
上定める。

（異常時における水質等の調査，測定）

第8条　乙は，甲が海産物の品質，収獲量に異常を認めた場合で排
水に起因すると判断されるときは，甲と協議の上，水質等の調査
測定を行うとともに，甲に対し速やかにその結果を文書にて通知
しなくてはならない。

（共同調査）

第９条　乙は，甲が処理場からの排水に起因して，問題があると認めた場合で，甲より調査，測定を共同して行う旨申出があり，また調査，測定に必要な資料の提出を要求されたときは，これに応じなければならない。

２　共同調査は，甲若しくは乙が，必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によつて，調査，測定又は結果の評価検討を委託して行うことができる。

（費用の負担）

第10条　第８条及び第９条の調査に要する費用は，調査の都度，甲乙協議の上定めるものとする。

（放流の一時停止，施設の改善）

第11条　排水の水質が基準値を超え，その排水により処理場周辺の河川，海域の水産資源に被害を与えた場合，甲の要求により，乙は放流を一時停止し，速やかに施設の改善，その他必要な措置を講じなければならない。

２　前項の場合，乙は，排水の水質が，水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき，甲の同意を得て放流を再開するものとする。

（立入調査）

第12条　甲又は，甲が指定する者が調査，測定のため施設内へ立入る旨申出があつた場合，乙はこれに同意し，調査に協力しなければならない。

（事故発生時の措置）

第13条　処理場の水処理に関する諸施設の故障，破損その他の事故が発生した場合，乙は直ちに放流を一時停めるなど臨機の処置を

講じ，その後の排水が，本協定で定める水量及び水質基準を超えるおそれのないことを確認した後，甲の同意を得て，放流を再開するものとする。

（苦情の対応及び説明会）

第14条　乙は，処理場からの排水に関し，甲より苦情の申出を受けた場合，誠意をもつて協議し，解決にあたらねばならない。

2　甲が，乙より通知された事項，又は処理場からの排水により発生した問題につき，乙の説明を求めた場合，乙は，直ちにこれに応じなければならない。

（連絡責任者）

第15条　甲及び乙は，連絡を円滑に処理するため，あらかじめ連絡責任者を定める。

（被害補償）

第16条　処理場からの排水に起因して，甲及び漁業関係者に損害が発生した場合，乙は誠意をもつて速やかに補償しなければならない。

2　処理場からの排水が，法令等又は，本協定で定めた水質基準等を現実に超えていた場合において，これがため海産物えの影響に関するマスコミ又は風評により，海産物の価格が低落又は販売不能となつた場合，乙は，甲との共同調査により協議算定した被害額を甲及び漁業関係者に補償しなければならない。この場合，乙は甲の意見を十分尊重しなければならない。

（因果関係の推定）

第17条　処理場からの排水の水質及び水量が法令等又は本協定に定めた水質基準及び水量を現実に超えていた場合において，これがため海産物えの影響に関するマスコミ又は風評があり，かつ，その直後海産物の価格低落又は販売不能があつた場合，そ

れはマスコミ又は風評により生じたものと推定する。

（協定の疑義，改定）

第18条　この協定に定める事項につき，改定すべき事由が生じたとき，又は，疑義が生じたとき，並びにこの協定に定めない事項につき，定める必要が生じたときは，甲乙協議の上，誠意をもつて解決する。

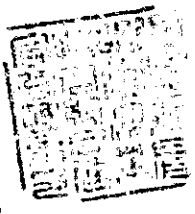
（協定の発効）

第19条　本協定は，締結の日より効力を発する。

本協定締結の証として，本書２通を作成し甲及び乙において署名捺印の上，それぞれ１通を保有する。

昭和５３年１１月１７日

甲　佐賀県有明海漁業協同組合連合会
会長理事　田中義



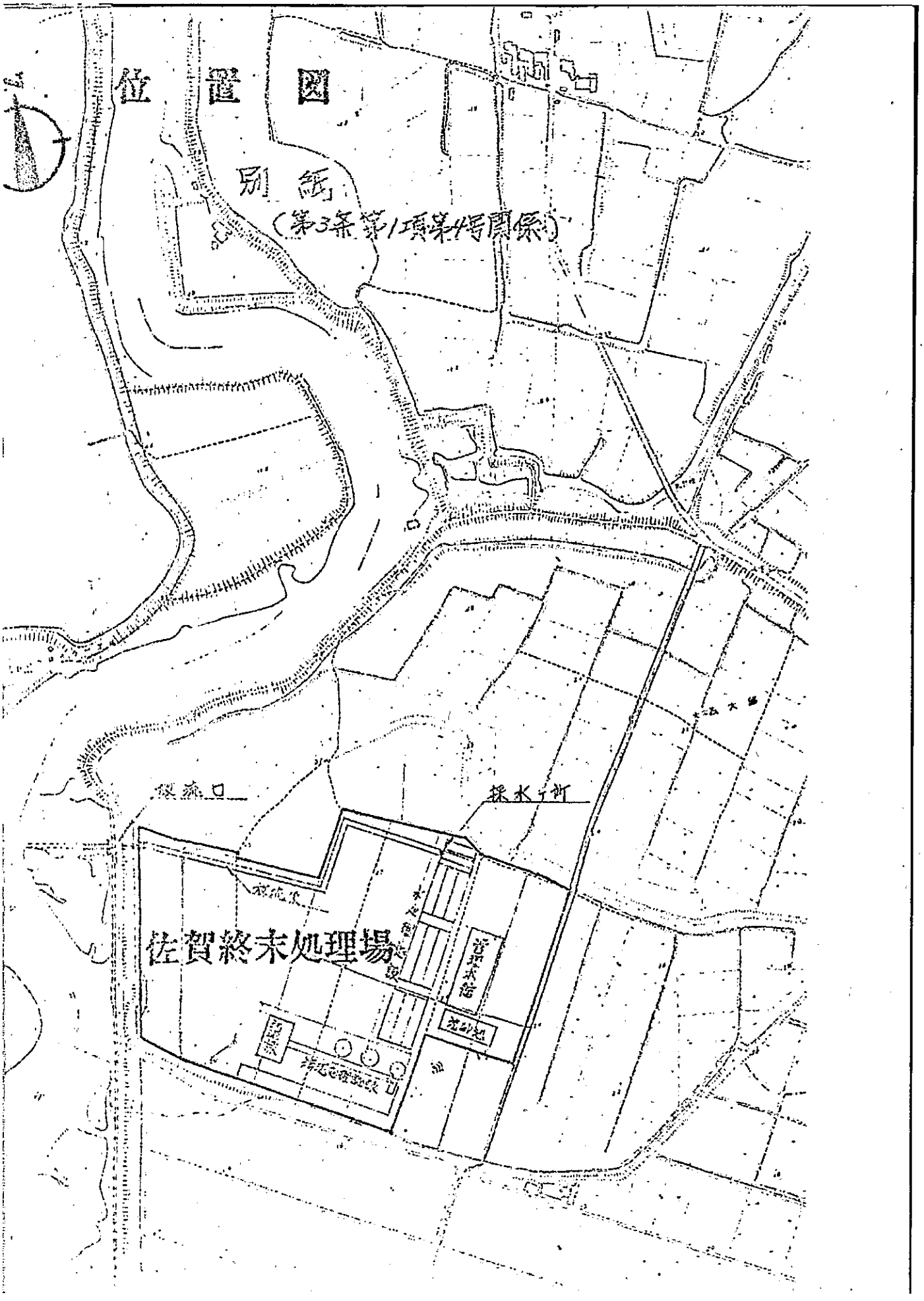
乙　佐賀市長　宮田虎雄



立会人　佐賀県保健環境部長　佐藤

立会人　佐賀県土木部長　別府

立会人　佐賀県水産室長　志丸


位置図
別紙
（第3条第1項第4号関係）
採水口
採水予所
佐賀終末処理場



協　　議　　書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と佐賀市との間において、昭和５３年１１月１７日締結した佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第６条及び第７条第２項に基づき、第２期計画完了時までの排水の水質基準値、調査、測定の時期等を定める。

第１　排水の水質基準

（第６条関係）

(1)	水素イオン濃度（ＰＨ）	６．５～７．５
(2)	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	２０ＰＰＭ以下
(3)	浮遊物物質量（ＳＳ）	４０ＰＰＭ以下
(4)	透視度	４０㎝以上
(5)	大腸菌群数	５００個／㎤以下
(6)	ＡＢＳ	０．２ＰＰＭ以下

第２　水質等の調査、測定

（第７条第２項関係）

(1)時　　期　　６月（大潮、小潮）１３時間観測

１１月（大潮、小潮）１３時間観測

ただし、協議により観測時間を変更することができる。

(2)場　　所　　本庄江沖　　別紙図面

ただし、協議により観測地点を増減することができる。

(3)内　　容　　水質調査、ＰＨ・ＣＯＤ・ＳＳ・ＣＬ・ＡＢＳ・ＴＮ・ＴＰ等

底質調査、ＰＨ・ＣＯＤ・灼熱減量・全硫化物・ＴＮ・ＴＰ等

(4)調査機関　　国または県等の専門調査機関等

(5)そ の 他　　放流口からの拡散調査、底棲生物相等

第３　水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

２　前項の委員会の構成並びに運営については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自保有する。

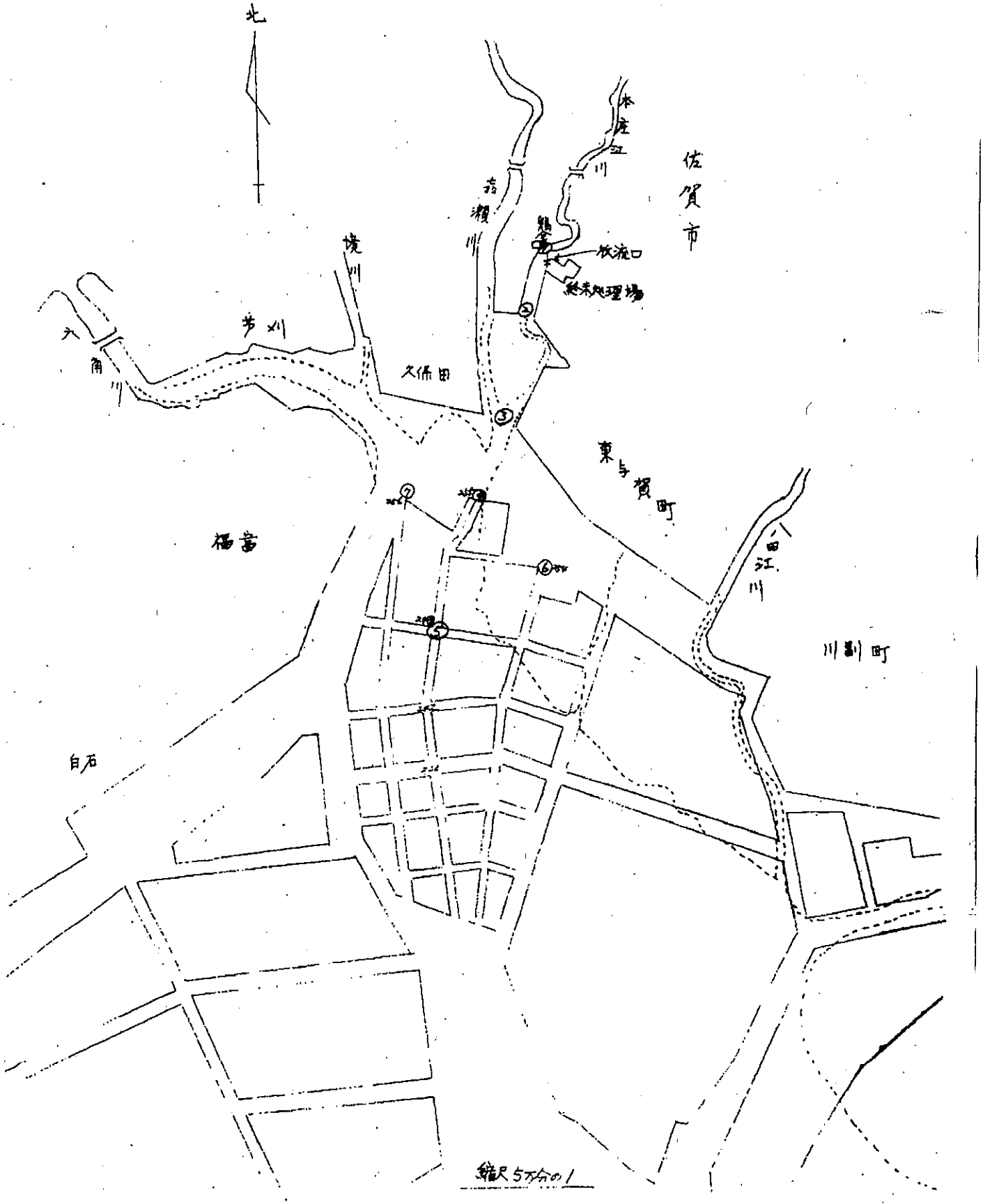
平成３年７月１日

甲　　佐賀県有明海漁業協同組合連合会
会長理事　山崎 龍馬

乙　　佐賀市長　西村正俊

（別紙）

（別紙）


北
本庄江川
佐賀市
嘉瀬川
境川
放流口
終末処理場
六角川
牛津川
久保田
東与賀町
福富
八田江川
川副町
白石
縮尺5万分の1

令和 5 年 4 月 20 日

同　意　書

佐賀市上下水道事業管理者　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久

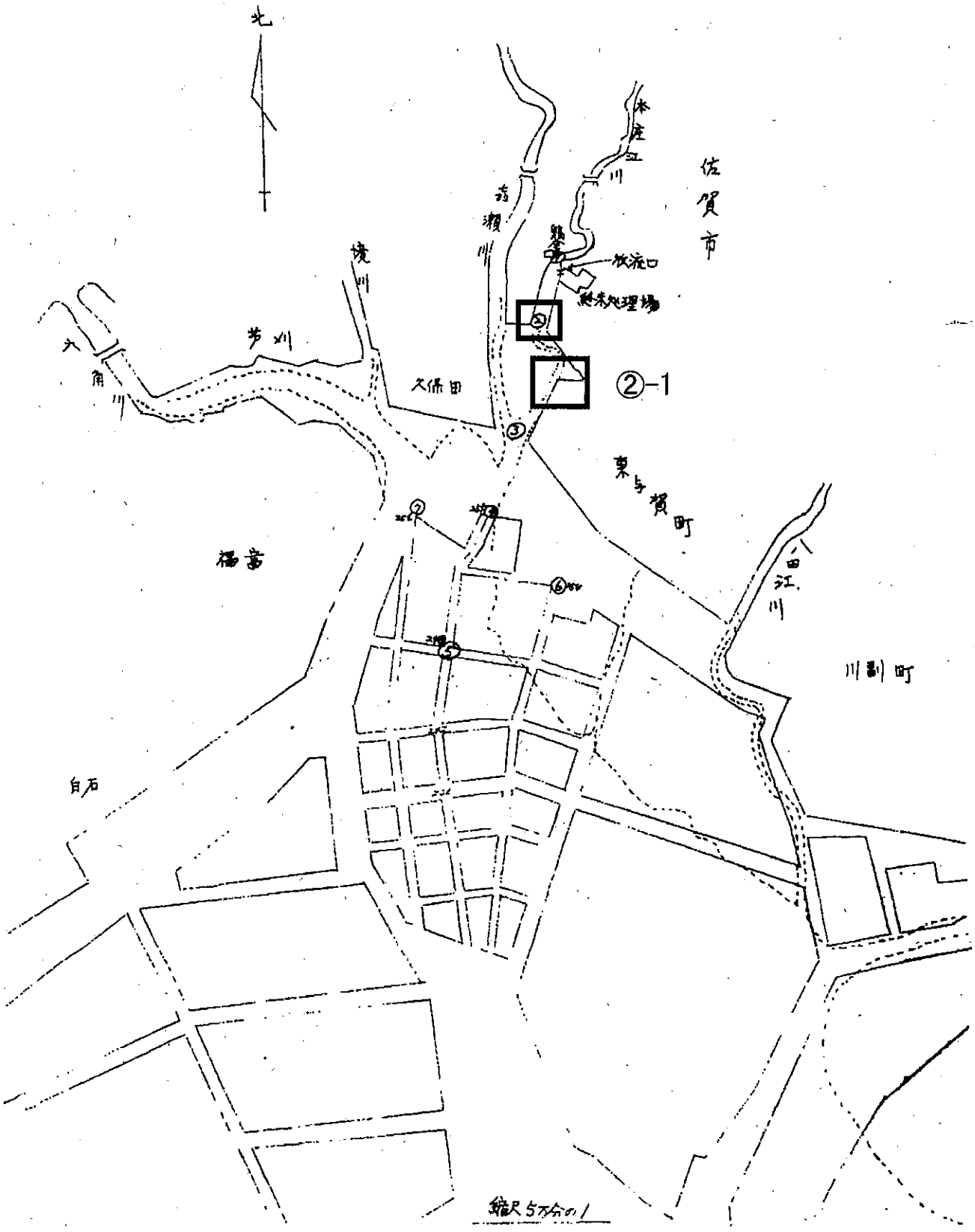
令和５年４月１９日付け佐水下施第２１号で提出されたこのことについては、下記のとおり同意します。

記

１　「協議書第２（２）場　所」について、別紙図面の観測地点②を②－1に変更する。

２　協議書の修正は行わず、本同意書をもって変更したものとみなす。

（別紙）


北
本庄川
高瀬川
佐賀市
放流口
終末処理場
境川
大角川
芳川
久保田
②-1
東与賀町
福富
江川
川副町
白石
縮尺5万分の1

佐市環政第２３号
令和８年４月１０日

佐賀県有明海区漁業調整委員会　会長　様

申請者　住　所　佐賀市栄町１番１号
氏　名　佐賀市長　坂井　英隆

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６４号、第６９号、第７０号、第７１号及び第７２号の適用除外申請書

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６４号、第６９号、第７０号、第７１号及び第７２号の適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第７０号及び第７１号については、令和８年５月３１日までの指示期間となっているものの、令和８年５月開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議が行われると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようにお願いします。

記

１　目的
国際的に重要な湿地として、平成２７年５月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図る。

２　適用除外の許可を必要とする事項
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６４号、第６９号、第７０号、第７１号及び第７２号

３　使用船舶
使用船舶なし

４　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量
底生生物　１０ｋｇ以内

５　採捕の期間
承認日から令和８年１０月３１日まで（５月に２日間、９月に２日間程度）

6　採捕の区域

東よか干潟（２１８ha）の区域

別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

7　使用漁具及び漁法

・コドラート25cm角の底生生物のふるい採取

・手網、移植ゴテ及び素手による底生生物の定性採取

・スコップ及び採泥器による底生生物の定量採取

別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

8　採捕に従事する者の住所及び氏名

住　所	氏　名
[redacted]	

別紙

東よか干潟底生生物調査概要書

令和８年４月１０日
佐賀市環境政策課

1　調査目的

国際的に重要な湿地として平成２７年５月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図ります。

2　調査時期

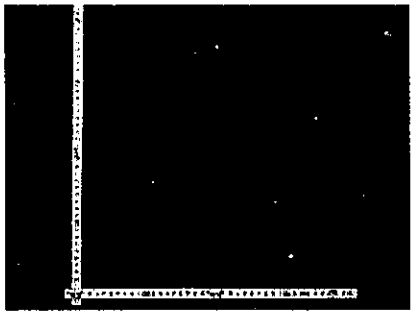
令和８年５月１日から１０月３１日までの期間で、春期２日、夏期２日の計４日間程度調査を行います。

※潮汐、天候、現場の状況、関係者との調整等により、調査日が前後する場合があります。その他、感染症拡大等の影響により、規模の縮小又は中止とする場合があります。

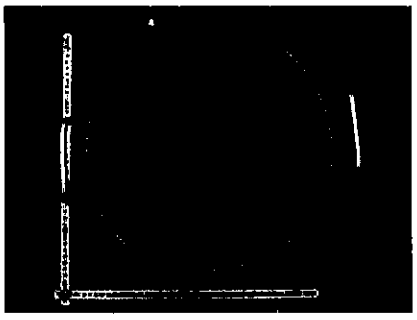
3　調査方法（使用漁具及び漁法）

（1）定量採取

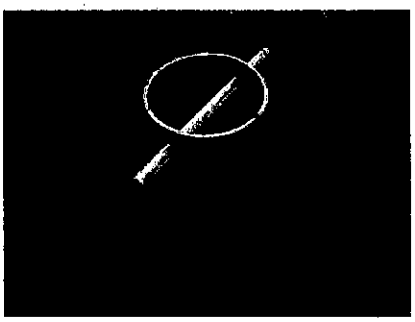
２５cm角のコドラートを用いて、その下の底生生物を底泥とともに採泥器又はスコップで掘り返し、１mm目のフルイ上に残った底生生物を採取して、ホルマリンで固定後持ち帰ります。



25cm角コドラート



1mm目のフルイ



採泥器
（外径214mm、内径200mm、長さ300mm程度）

別紙

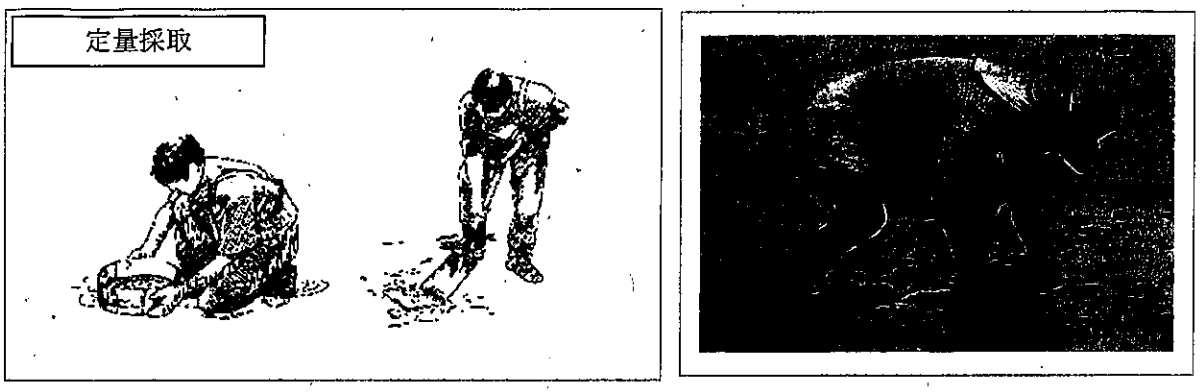
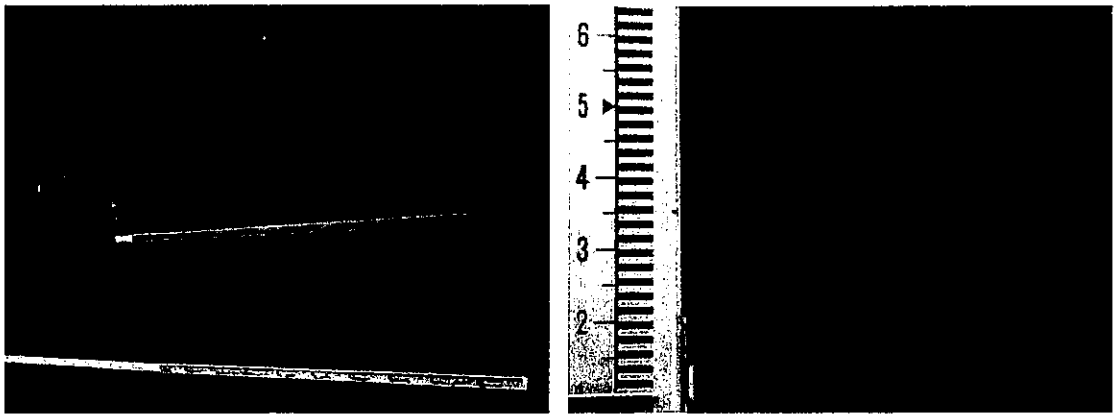


図-1、2　定量採取イメージ

（2）定性採取

手網、移植ゴテ及び素手による任意採取を行います。採取した生物は、現地同定・測定し、放流を行います。採取した試料の一部については、ホルマリンで固定した後、保存サンプルとして持ち帰ります。



手網

（網目0.8cm、口幅50cm、口高30cm、柄の長さ1.2m相当品を使用）

別紙

4　調査場所（採捕の区域）

調査場所は、赤色の線で囲まれた東よか干潟（２１８ha）の区域とします。

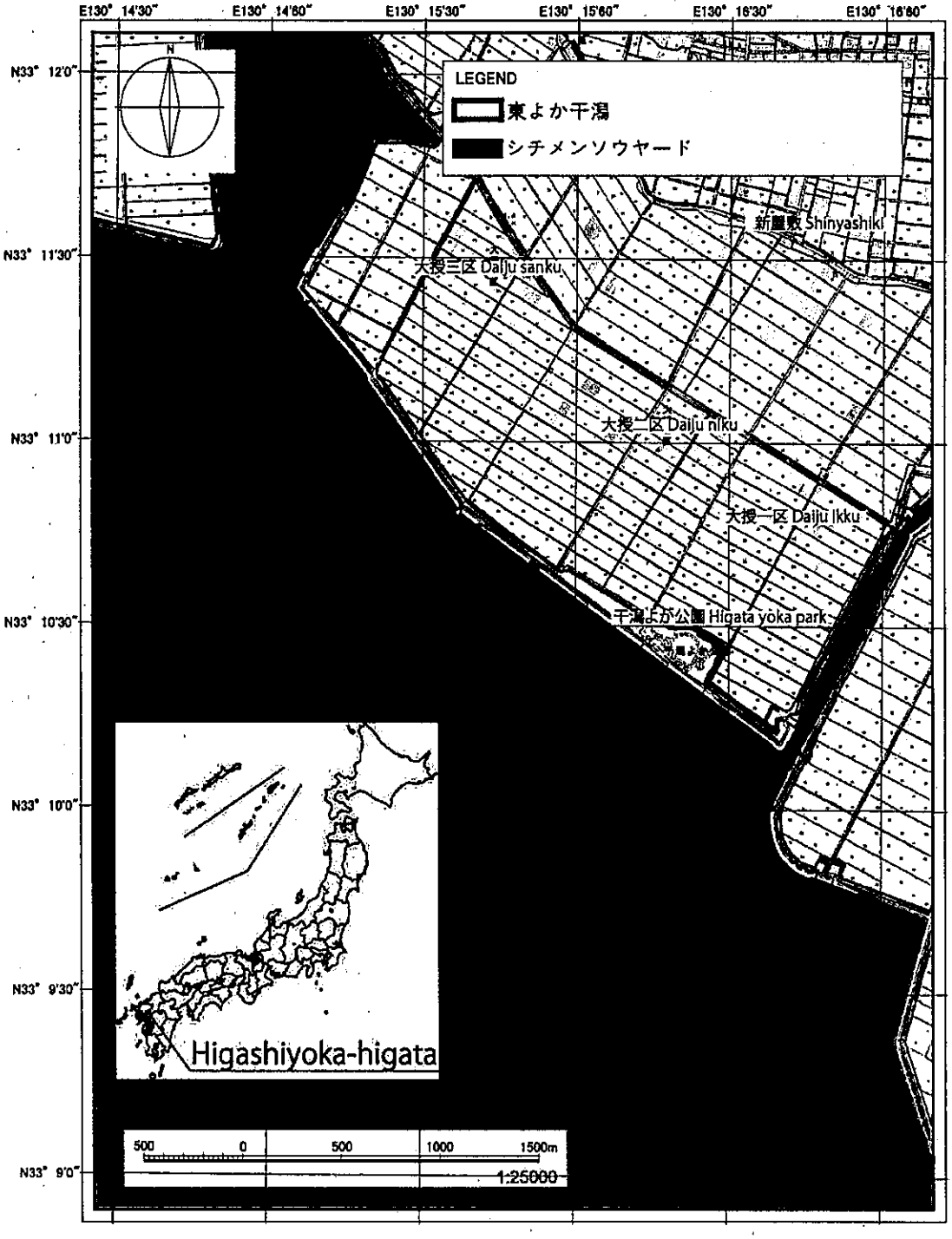


図-3　調査範囲

以上

令和８年４月２日

同　意　書

佐賀市長　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　[redacted]

佐賀市が実施する底生生物調査に関する下記の特別採捕について同意します。

記

1　調査目的
　ラムサール条約登録湿地である東よか干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の状況を調査・把握し、東よか干潟の環境の保全及び利活用の推進を図るため。

2　採捕区域
　東よか干潟（２１８ｈａ）の範囲

3　調査期間
　令和８年５月１日（金）から令和８年１０月３１日（土）まで

4　使用漁具及び漁法
　スコップ、手網等による底生生物の採取

5　採捕に従事する者の住所及び氏名

住　所	氏　名
[redacted]	

鹿市環下第８９号
令和８年４月８日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

住所　佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1
氏名　鹿島市長　松尾　勝利
（公印省略）

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。なお、当該委員会指示が同様の内容により指示期間の延長をされた場合には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただき、今回の承認をもって、新しい委員会指示の適用除外申請も承認されたこととして取り扱っていただきますようお願いします。

記

1　適用除外を申請する委員会指示
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第７０号、第７１号及び第７２号

2　適用除外の目的・理由
佐賀県有明海漁業協同組合との協定（鹿島市公共下水道『鹿島市浄化センター』からの排水等に関する協定書）に基づき、年２回の水質等の調査・測定を実施するため

3　適用除外の期間
大潮時調査：令和８年５月１８日（予備日６月１日）
小潮時調査：令和８年８月６日（予備日８月３１日）

4　調査を実施する者の住所及び氏名

別紙１　鹿島市浄化センター周辺海域環境調査　人員配置表のとおり

調査業務受託者：佐賀市光一丁目１番２号　一般財団法人 佐賀県環境科学検査協会

5　調査に使用する船舶

（船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名）

別紙２　調査に使用する船舶一覧表のとおり

6　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

各調査地点の底生生物（各調査地点で約５kgの採泥を行い、底生生物の確認を行う）

7　調査方法

柄杓を使用して、各調査地点で約５kgの採泥を行い、生息している底生生物を確認する

8　調査区域

別紙３　調査地点位置図のとおり（調査：６地点）

（別紙１）

鹿島市浄化センター周辺海域環境調査　人員配置表

調査地点	調査船			佐賀県環境科学検査協会	備　考
	船　　名	所　有　者　名	操　船　者　名	（調査員氏名）	
1	[redacted]				
3					
4					
5					
6					
7					
巡回					

・調査に同行予定の鹿島市下水道課職員（下記より１～２名が同行）

[redacted]

（別紙２）

調査に使用する船舶一覧表

調査地点	船　名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所　有　者　名	操　船　者　名	調査員氏名
1	[redacted]						
3							
4							
5							
6							
7							
巡回							

（別紙３）

調査位置図

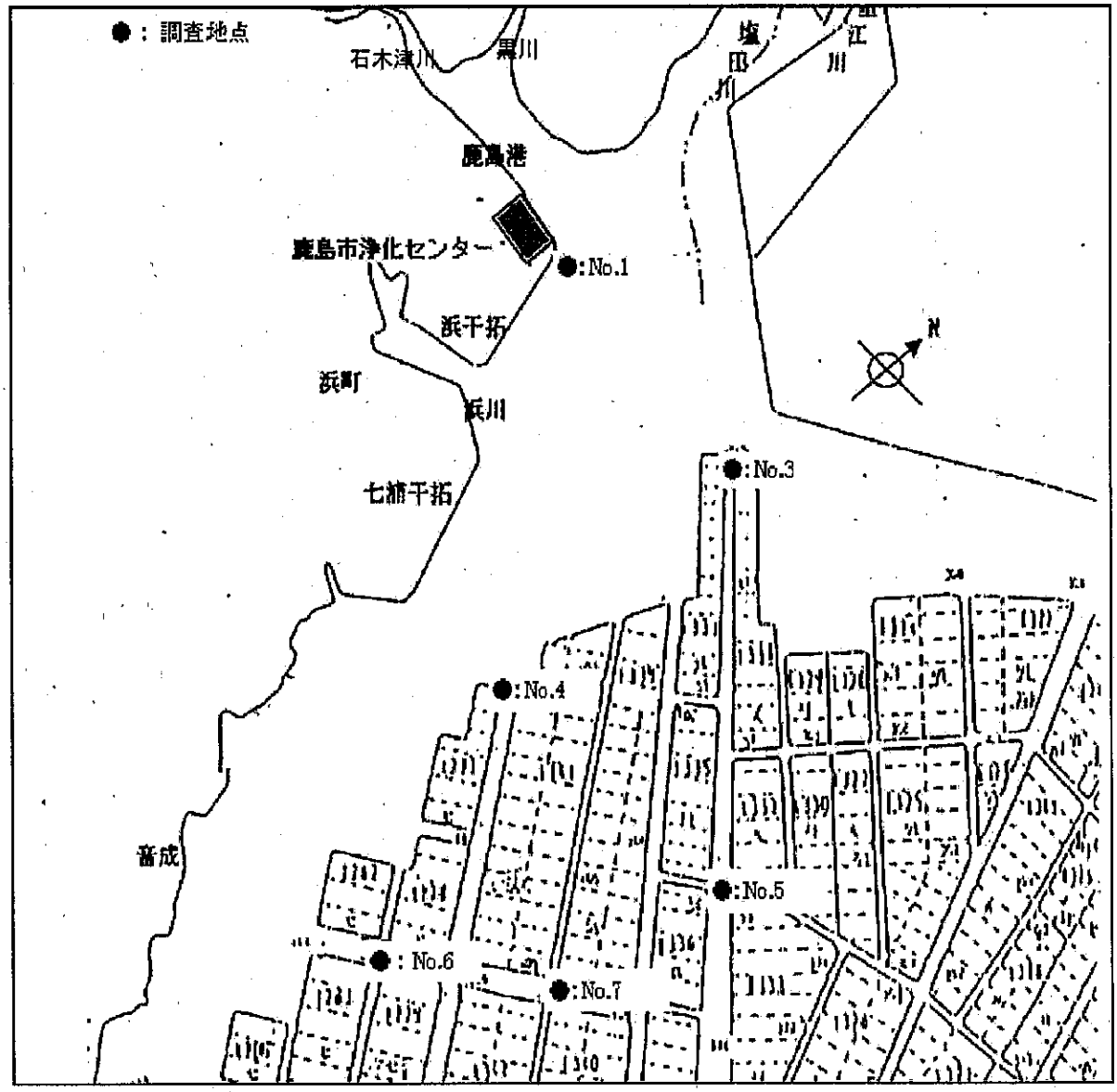


図-1　調査位置図

鹿島市公共下水道『鹿島市浄化センター』からの
排水等に関する協定書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と鹿島市（以下「乙」という。）との間において、乙が鹿島市浜町字協和篭地内に設置する公共下水道終末処理場「鹿島市浄化センター」（以下「センター」という。）からの排水等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、センターからの排水等に関し、センター周辺の河川、海域における良好な漁業環境を保全し、水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに、漁業被害が発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第２条　乙は、センターからの排水の水質基準については、甲及びその傘下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに可能な限り法令及びこの協定に定めた数値を更に低減させて、甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

（処理方法、規模等）

第３条　センター施設の処理方法及び規模は、次のとおりとする。

(1) 処理方法	水処理	標準活性汚泥法
	汚泥処理	嫌気性消化法
(2) 規　模	処理人口	32,700人
	最大能力	29,100㎥/日
(3) 排水量	25,200㎥/日	
(4) 放流口	別紙図面のとおり	

2　乙は、汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善、技術の導入を行い、漁場環境の保全等のため良好な水質の保全に努めなければならない。

（廃棄物の処理）

第４条　乙は、センターの操業により発生する廃棄物等を河川、海域に流出するおそれのある場所に投棄又は埋立てしてはならない。

（センターからの排水量の変更）

第５条　乙は、センターからの排水量の変更を行う場合は、甲と事前に協議し、甲の同意を得なければならない。

（排水の水質）

第６条　乙は、放流口における排水の水質を別途、甲・乙協議のうえ定める基準値以下に保たなければならない。

（平常時における水質等の調査・測定及び報告）

第７条　乙は、放流口における排水の水質及び水量並びにセンター周辺の河川、海域における水質等の調査・測定を乙の負担において行うものとし、その結果を速やかに文書で、甲に報告しなければならない。

2　乙の行う調査・測定の時期、場所、内容等は、別途甲・乙協議のうえ定める。

（異常時における水質等の調査・測定及び報告）

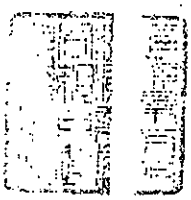
第８条　乙は、甲が海産物の品質、収穫量に異常を認め、それが排水に起因すると判断されるときは、甲と協議のうえ、水質等の調査・測定を行うとともに、その結果を速やかに文書で、甲に報告しなければならない。

（共同調査）

第９条　乙は、甲がセンターからの排水に起因して問題があると認めた場合で、甲より調査・測定を共同して行う旨申し出があり、また調査・測

定に必要な資料の提出を要求されたときは、これに応じなければならない。

2　共同調査は、甲若しくは乙が、必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によって調査・測定、又は結果の評価検討を委託して行うことができる。



（費用の負担）

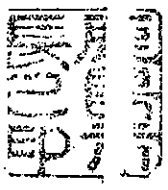
第１０条　第8条及び第9条に規定する調査に要する費用の負担については、調査の都度、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（放流の一時停止、施設の改善）

第１１条　排水の水質が基準値を超え、その排水によりセンター周辺の河川、海域の水産資源に被害を与えた場合、甲の要求により、乙は放流を一時停止し、速やかに施設の改善、その他必要な措置を講じなければならない。

2　前項の場合、乙は、排水の水質が、水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

（立入調査）



第１２条　甲、又は甲が指定する者が調査・測定のため施設内へ立ち入る旨申し出があった場合、乙はこれに同意し調査に協力しなければならない。

（事故発生時の措置）

第１３条　センターの水処理に関する諸施設の故障、破損、その他の事故が発生した場合、乙は直ちに放流を一時停止するなど臨機の措置を講じ、その後の排水が、この協定で定める水量及び水質基準を超えるおそれのないことを確認した後、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

（苦情の対応及び説明会）

第１４条　乙は、センターからの排水に関し、甲より苦情の申し出を受け

た場合、誠意を持って協議し、解決に当たらねばならない。

2　甲が、乙より報告された事項、又はセンターからの排水により発生した問題につき、乙の説明を求めた場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。

（連絡責任者）

第１５条　甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定める。

（被害補償）

第１６条　センターからの排水に起因して、甲及び漁業関係者に損害が発生した場合、乙は誠意をもって速やかに補償しなければならない。

2　センターからの排水が、法令等、又はこの協定に定めた水質基準等を現実に超えていた場合において、これがため海産物への影響に関するマスコミの報道又は風評により、海産物の価格が低落又は販売不能となった場合、乙は、甲との共同調査により協議算定した被害額を、甲及び漁業関係者に補償しなければならない。この場合、乙は甲の意見を十分尊重しなければならない。

（因果関係の推定）

第１７条　センターからの排水の水質及び水量が、法令等、又はこの協定に定めた水質基準及び水量を現実に超えていた場合において、これがため海産物への影響に関するマスコミの報道又は風評があり、かつ、その直後海産物の価格低落又は販売不能があった場合、それはマスコミの報道、又は風評により生じたものと推定する。

（協定の疑義、改定）

第１８条　この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたとき、又は疑義が生じたとき、若しくはこの協定に定めがない事項につき、定める必要が生じたときは、甲・乙協議のうえ、誠意をもって解決する。

（協定の発効）

第１９条　この協定は、締結の日より効力を発する。

この協定締結の証として、協定書２通を作成し、甲及び乙において署名・捺印のうえ、それぞれ１通を保有する。

昭和62年12月　2日

甲　　佐賀県有明海漁業協同組合連合会

会　長　理　事　田中茂

乙　　鹿　島　市　長　馬場勝

協　　議　　書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と鹿島市との間において、昭和62年12月 2 日締結した鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協定書第６条及び第７条第２項の規定に基づき、次のとおり排水の水質基準値、調査・測定の時期等を定める。

第１．排水の水質基準

（第６条関係）

（１）水素イオン濃度(pH)	6.5以上~7.5以下
（２）化学的酸素要求量(COD)	20ppm以下
（３）浮遊物質量(SS)	40ppm以下
（４）透視度	40cm以上
（５）大腸菌群数	500個/cm³以下
（６）ＭＢＡＳ	0.2ppm以下

第２．水質等の調査・測定

（第７条第２項関係）

(1) 時期　　５月(大潮・小潮)　１３時間観測

１０月(大潮・小潮)　１３時間観測

ただし、協議により観測時間を変更することができる。

(2) 場所　　別紙図面のとおり

ただし、協議により観測地点を増減することができる。

(3) 内容

水質調査　　pH. COD. SS. CL. MBAS. TN. TP等

底質調査　　pH. COD. 強熱減量. 全硫化物. TN. TP等

(4) 調査機関　　国又は県等の専門調査機関等

(5) その他　　放流口からの拡散調査、底生生物相等

第３条　水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

２　前項の委員会の構成、及び運営については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書２通を作成し、甲・乙署名捺印のうえそれぞれ１通を保有する。

昭和62年12月　2日

甲　佐賀県有明海漁業協同組合連合会

会　長　理　事

田中茂

乙　鹿　島　市　長

馬場勝

V. TP等

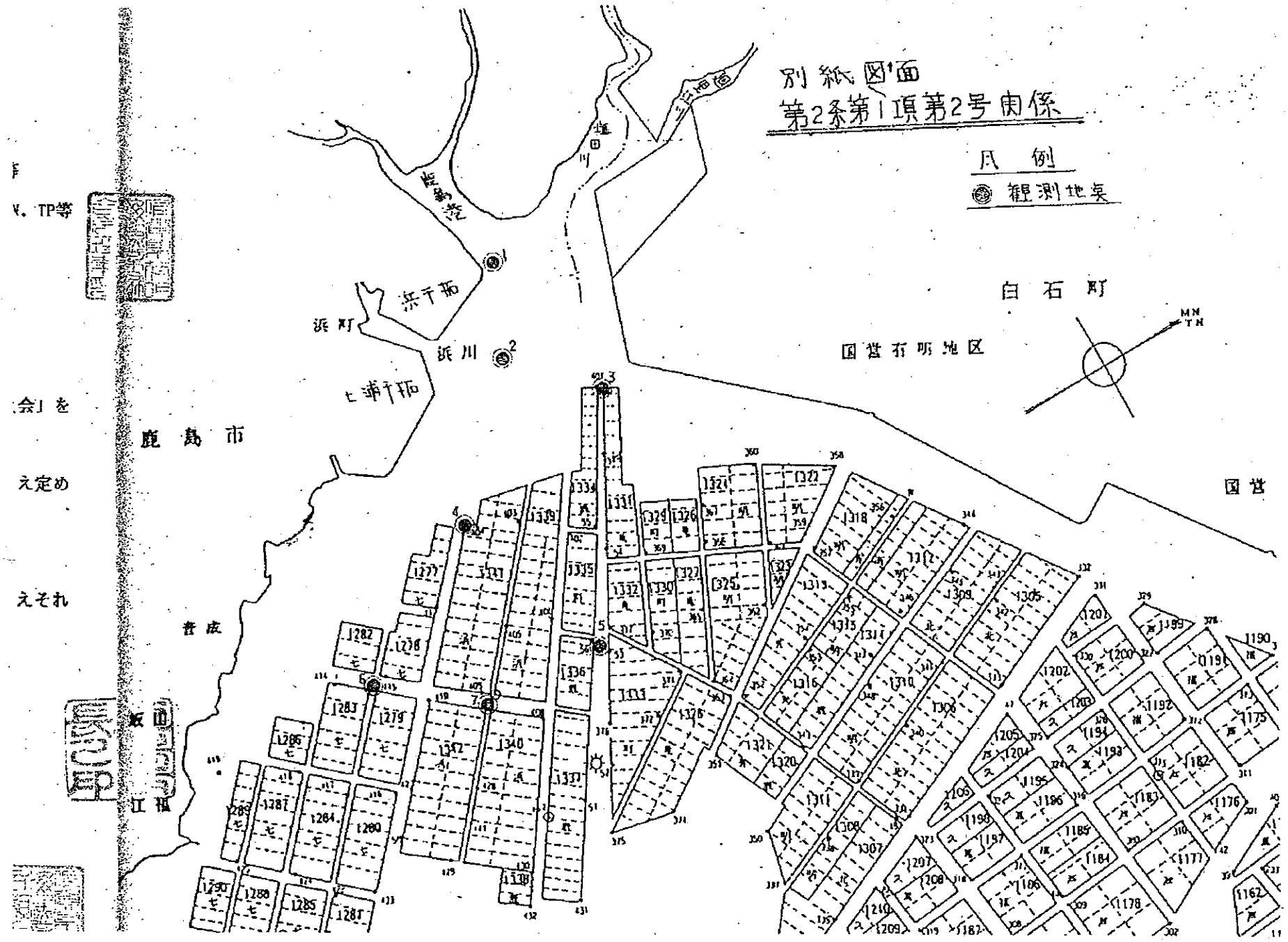
会」を

え定め

えそれ

別紙図面
第2条第1項第2号関係

凡例
観測地点



鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協議書の一部を改訂する協議書

鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協議書（昭和62年12月2日締結）第7条2項に基づき、協議書（同日締結、平成20年7月7日一部改定）のうち、第2（水質等の調査・測定）について、下記のとおり改定する。

第2．水質等の調査・測定

（第7条第2項関係）

（1）時　期　　5月（大潮）　11時間観測
　　8月（小潮）　11時間観測
　　ただし、協議により観測時期・時間を変更することができる。
　　また、必要な場合は協議の上、更に他の時期にも水質等の調査・測定を実施する。

（2）場　所　　別紙図面のとおり
　　ただし、協議により観測地点を増減することができる。

（3）内　容　　水質調査　pH．COD．SS．CL．MBAS．TN．TP等
　　底質調査　pH．COD．強熱減量．全硫化物．TN．TP等

（4）調査期間　　国又は県等の専門調査機関等

（5）そ の 他　　放流水からの拡散調査、底生生物相等

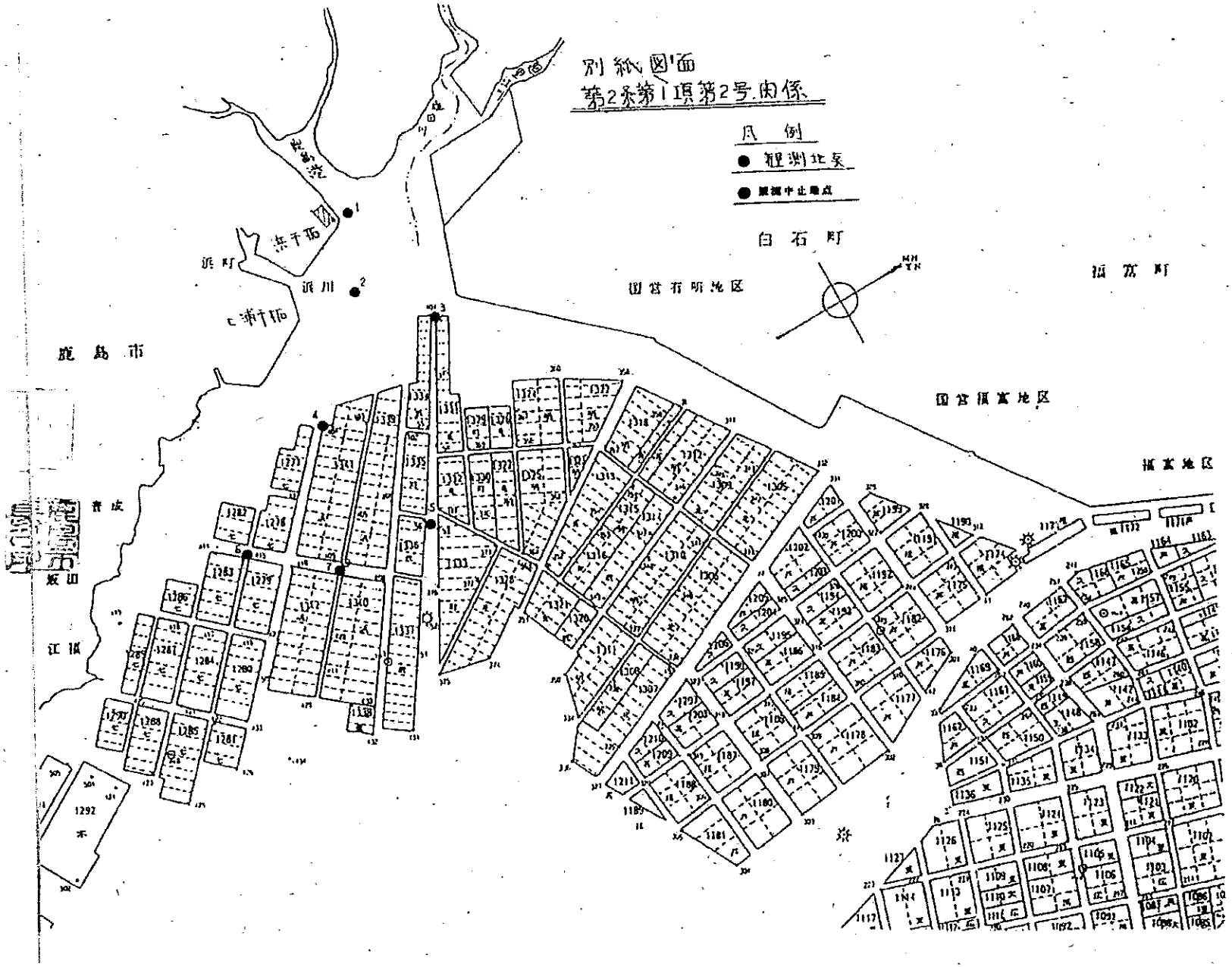
以上の協議成立の証として本書2通を作成し、甲・乙署名捺印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成27年3月9日

甲　佐賀県有明海漁業協同組合
　　代表理事組合長　　徳永　重昭

乙　鹿島市長　　樋口　久俊

別紙図面
第2条第1項第2号関係



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第70号の適用除外申請書

令和8年4月7日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長　様

住所　鹿島市大字納富分26[redacted]
氏名　鹿島市長　松尾　勝[redacted]

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、今回の申請をもって新しい委員会指示についても承認いただきますようお願いします。

記

1　目的

鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業の一環として底生生物調査を行う。

2　適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第70号

3　使用船舶

(1) 船名
(2) 漁船登録番号
(3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数
(5) 所有者氏名

[redacted]

4　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

有明海に生息する底生生物，若干量

5　適用除外の期間　承認日から令和9年3月31日まで

6　採捕の区域　有明海肥前鹿島干潟（ラムサール条約登録水域）内の3点（図参照）

7　使用漁具及び漁法　グラブ採泥器による底生生物の採取（写真参照）

春夏秋冬の4回実施

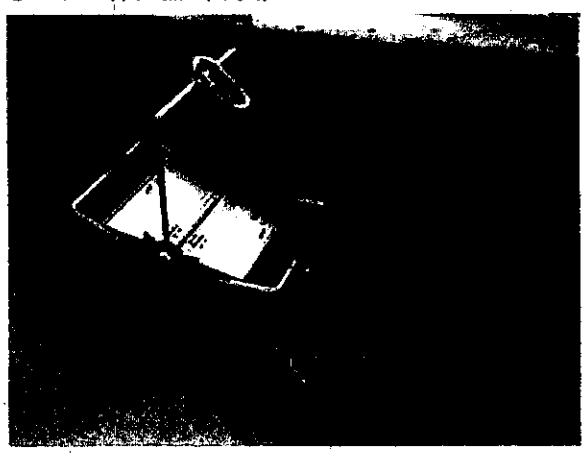
8　採捕に従事する者の住所及び氏名

[redacted]

○採捕箇所



○クラブ採泥器（写真）



令和　8年　　4月　6　日

鹿島市長
松尾　勝利　殿

佐賀県有明海漁業協[redacted]

代表理事組合長　　西久保 [redacted]

同　意　書

謹啓　貴台益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、同意願いされました鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業につきましては、下記により同意いたします。

1．調査名：令和8年度 鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業
2．実施者：佐賀大学農学部（担当 速水祐一）
3．期間：令和8年5月～令和9年3月31日（春夏秋冬に各1回ずつ実施）
4．場所：有明海肥前鹿島干潟（ラムサール条約登録水域）内の3測点
5．内容：水質・底質観測，マクロベントスの採取
6．採捕しようとする水産動植物：
有明海に生息する海生動物，若干量（ゴカイ類，ヨコエビ類，小型の二枚貝類・巻貝等）

水産第　１５８号
令和８年４月９日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

令和８年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業の許可方針（案）について（諮問）

令和８年度における標記漁業の許可にあたり、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第１１条第３項、同条第５項及び第１５条第２項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐有漁協指第　１号
令和８年４月１日

佐賀県知事　山口祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

あみ１そう船びき網漁業許可について（要望）

謹啓　貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきましては、７月上旬には水温が上昇し、「あみ」が発生・浮遊し始めるため、最盛期である７月に毎年許可を受けているところです。
本許可における認可件数は、令和3年度から10隻枠でありましたが、令和5年度以降、資源量が増加傾向にあり、上限枠である10隻の許可申請実績であったことから、新規許可申請に対応すべく、令和7年度より20隻枠に改定されました。
つきましては、今年度も引き続き許可をして頂きたく要望致します。
尚、操業にあたっては、他の漁業とトラブルの発生がないよう漁業秩序を守るとともに、違反操業がないよう許可制限または条件を遵守いたしますので、何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

令和８年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業許可方針（案）

第１　制限措置

１　漁業種類

あみ１そう船びき網漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数

２０隻

３　船舶の総トン数

１．５トン未満

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

佐賀県有明海

６　漁業時期

７月１５日から１１月３０日まで

７　漁業を営む者の資格

（１）　佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

（２）　佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

（３）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

（４）　適切な資源管理を実践できる者

（５）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

（６）　過去１年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第２　許可の有効期間

令和８年７月１５日から令和８年１１月３０日まで

第３　申請すべき期間

１　申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和８年５月２０日から令和８年６月１９日までとする。

２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、２０件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

３　令和８年１０月３１日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が２０件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除

く。

4　合計数が２０件に到達した日以降から令和８年１０月３１日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。

第４　許可の基準

1　令和８年５月２０日から令和８年６月１９日における受付数が２０件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（1）　令和７年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（2）　令和７年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（3）　前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（4）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（5）　上記（1）から（4）に該当しない者

2　令和８年６月２０日以降における合計数が２０件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（1）　許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（2）　当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（3）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（4）　上記（1）から（3）に該当しない者

第５　条件

1　次に掲げる海域以外で操業してはならない。

（1）　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア　国営有明干拓福富工区南東端　　イ　住之江港導灯後灯

ウ　３１２号鋼管　　エ　３２９号鋼管

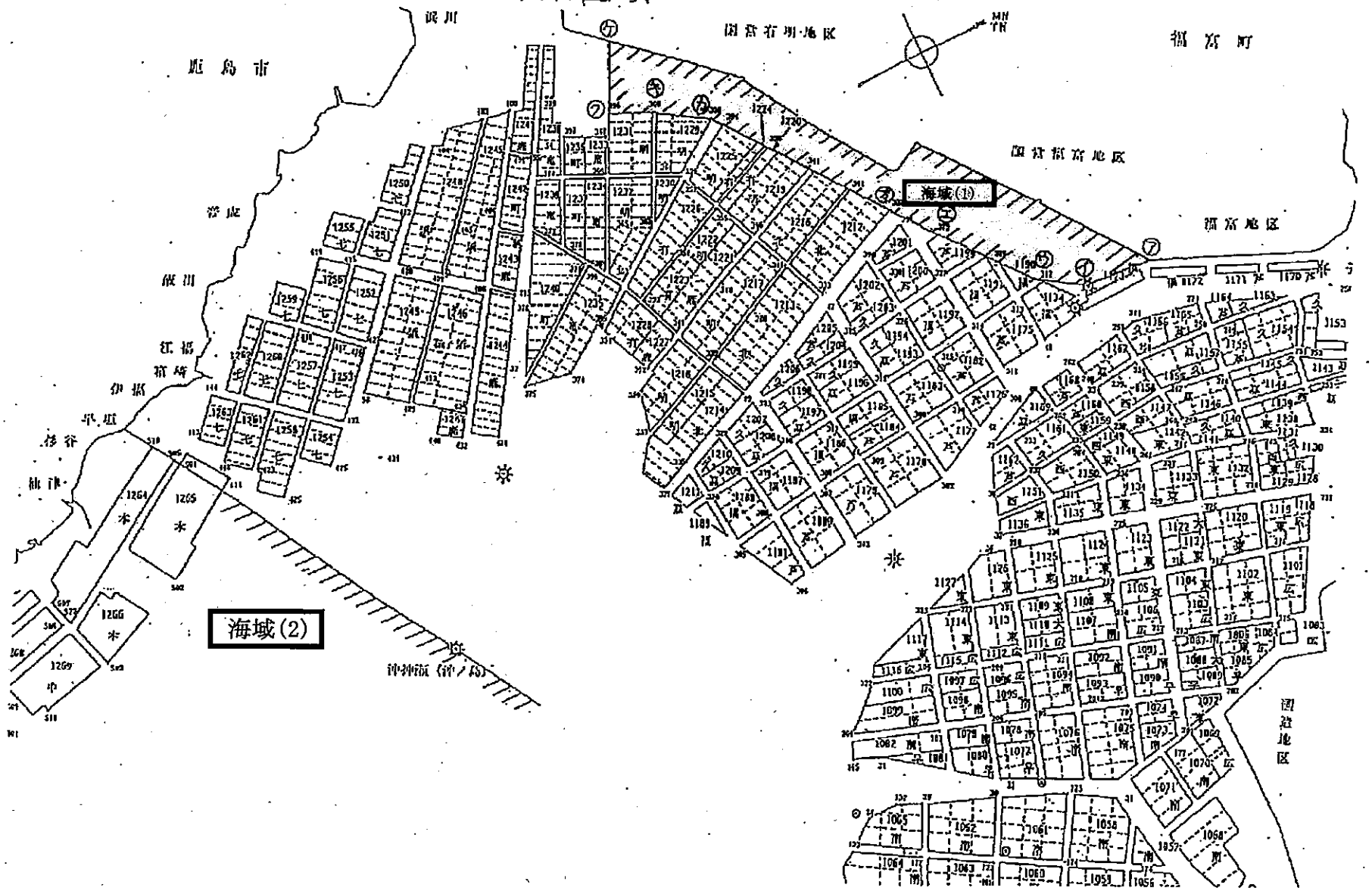
オ　３３２号鋼管　　カ　３５８号鋼管
キ　３６０号鋼管　　ク　３９６号鋼管
ケ　３６５号鋼管及び３９６号鋼管を結んだ線の延長線と国営有明干拓地区有明工区堤防との交点

（２）　５２０号鋼管、５０５号鋼管及び沖神瀬灯標を結んだ線の延長線以南の佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

２　上記１（２）の海域については、第１種区画漁業権（のり養殖業）及び第３種区画漁業権（あげまき養殖業）漁場内で操業してはならない。

３　操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。

あみ１そう船びき網漁業操業区域



水産第　２７２号
令和８年４月１５日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　　様

佐賀県知事　山口　祥義

あんこう網漁業の追加申請期間について（諮問）

あんこう網漁業の新規申請を受け付けるにあたり、下記のとおり申請すべき期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第１１条第３項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

令和８年４月２３日から令和８年５月７日まで

（担当：農林水産部水産課）

あんこう網漁業許可方針

第１　制限措置

１　漁業種類

あんこう網漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業者の数　２２人（漁具の統数　２２統）

船舶の数　　１人につき２隻まで

３　船舶の総トン数

制限なし

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）

６　漁業時期

１月１日から１２月３１日まで

７　漁業を営む者の資格

（１）　新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。

ア　２親等以内の親族から許可を承継する者。ただし、許可を譲渡する者が、有している当該漁業の許可を全て譲渡又は廃業する場合に限る。

イ　佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者

（２）　佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

（３）　佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

（４）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

（５）　適切な資源管理を実践できる者

（６）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

第２　許可の有効期間

令和４年７月１日から令和９年６月３０日まで

第３　申請すべき期間

１　申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和４年３月３１日から令和４年５月１日までとする。

２　申請期間に到着し、受付けた申請者の数（以下「申請者数」という。）が、２２人に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、人数の集計は、同一人に係るものは１とする。（以下この許可方針において同じ。）

３　令和９年５月３１日までの期間において、申請者数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている漁業者の数を足した数（以下「合計人数」という。）が２２人に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請

期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを申請者数から除く。

4　合計人数が２２人に到達した日以降から令和９年５月１０日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から１０日間とする。ただし、１０日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。

5　上記１～４に関わらず、同一人への２隻目の許可に係る申請期間は、令和４年３月３１日から令和９年５月３１日までとする。

第４　許可の基準

合計人数が２２人を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、同一人による２隻目の許可に係る申請については、下記の優先順位に関わらずこれを許可する。

（1）　該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和４年６月３０日までに受付けた申請に限る。

（2）　「第１－７　漁業を営む者の資格（１）」のアに該当する者

（3）　「第１－７　漁業を営む者の資格（１）」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位を定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。

第５　条件

１許可者につき、使用できる漁具は１統までとする。なお、１許可者で２隻の許可を受けた場合においても同じ。

令和８年度　水産振興事業計画の概要

１．事業概要

対象事業		事業名	事業主体	事業実施場所	事業内容	事業予定期間
水産振興事業	①	有明海水産資源回復技術確立事業 （漁場造成技術開発：サルボウ）	農政局	有明海佐賀県海域一帯	有明海全域（沿岸域、沖合域）にサルボウの採苗器（メダケ、パーム、モウソウチク）を設置し、サルボウの増殖を図る。	5～11月 （設置は6～7月頃）
	②	有明海水産資源回復技術確立事業 （漁場造成技術開発：タイラギ）	農政局	藤津郡太良町沖合域	沖合海域において、漁船によりカキ殻を薄層散布し貝類資源の試験漁場を造成する。	5月～10月 （散布は6月頃）
	③	有明海水産資源回復技術確立事業 （漁場造成技術開発：ウミタケ）	農政局	佐賀市沖	沖合海域において、海底の浚渫および盛土を行うことで、ウミタケの試験漁場を造成する。	8月 （施工によっては9月前半まで）
	④	さがの水産資源回復促進事業 （海底耕耘による漁場環境整備）	県	有明海佐賀県海域一帯	近年の豪雨等災害によって悪化した漁場において、海底耕耘による漁場環境整備を実施し、水産資源の回復を図る。	5月～3月 （主に5月～6月）

２．事業実施箇所
別添概要図のとおり

３．事業担当者
佐賀県水産課　　直通　　0952-25-7145
漁港・漁村整備担当係長　　津城　啓子

４．安全対策
海上作業にあたっては、必要に応じて、請負者から三池海上保安部に所定の手続きを行うとともに、作業海域での操業・船舶航行の安全について留意するよう指導します。

令和８年度　水産振興事業計画の概要図

① 有明海水産資源回復技術確立事業（サルボウ採苗器設置）
② 有明海水産資源回復技術確立事業（貝殻薄層散布）
③ 有明海水産資源回復技術確立事業（ウミタケ漁場造成）
④ さがの水産資源回復促進事業（海底耕耘）

① サルボウ採苗器設置（沿岸）
もがい区画に、メダケ35,000本
パーム18,000本、モウソウ10,000本
設置予定

④ 海底耕耘
A＝1,500ha

